文　教　厚　生　委　員　会　記　録

＜第３号＞

令和８年第２回沖縄県議会（６月定例会）

令和８年７月３日（金曜日）

沖　縄　県　議　会

文　教　厚　生　委　員　会　記　録＜第３号＞

開会の日時

年月日　　令和８年７月３日　金曜日
開　会　　午前10時０分
散　会　　午後３時42分

場　　所

第４委員会室

議　　題

１　乙第７号議案　沖縄県こどもの権利条例
２　乙第９号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
３　乙第10号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
４　乙第13号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
５　請願令和６年第５号外１件及び陳情令和６年第63号外37件

出 席 委 員

委　員　長　新　垣　　新
委　　員　新　垣　善　之
委　　員　新　里　　匠
委　　員　小　渡　良太郎
委　　員　比　嘉　　忍
委　　員　米　須　清一郎

委　　員　　山　里　将　雄
委　　員　　喜友名　智　子
委　　員　　西　銘　純　恵
委　　員　　平　良　識　子

欠 席 委 員

副 委 員 長　　松　下　美智子

説明した者の職・氏名

こども未来部長	榊　原　千　夏
こども未来統括監	島　津　典　子
こども若者政策課こども企画監	知　花　弘　恵
こども家庭課長	新　城　正　志
子育て支援課長	三　和　秀　樹
女性力・ダイバーシティ推進課長	大　城　美千代
保健医療介護部医療政策課班長	平安山　　剛
病院事業局長	本　竹　秀　光
総務課長	川　満　孝　幸
経営課経営再建推進室長	具　志　幸　昌
南部医療センター・こども医療センター院長	重　盛　康　司
南部医療センター・こども医療センター副院長兼母子センター長	中矢代　真　美

○新垣新委員長　ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日の説明員として、こども未来部長及び病院事業局長外関係部局長等の出席を求めております。

まず初めに、乙第13号議案沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、病院事業局長の説明を求めます。

本竹秀光病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　おはようございます。よろしくお願いします。

乙第13号議案沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

お手元の資料２ページをお願いします。

乙第13号議案は、令和８年度の診療報酬改定により、患者自らの選択に係る後発医薬品のある新医薬品等の調剤の費用の患者負担が改められたことに伴い、当該新医薬品等の調剤料の額を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

条例改正の内容につきましては、当該条例別表第３表中４分の１を２分の１に改めるものであります。

また、条例の施行は、公布の日を予定しています。

以上で乙第13号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いします。

○新垣新委員長　病院事業局長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　ただいまの議案に、お尋ねします。

厚生労働大臣が定める額が改められたということですけれども、この間といいますか、医療費の様々な患者負担増とかいろいろある中で、政府がそれを決めるということは、法改正ではなくて、どのような手続によってなされているのでしょうか。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、今年度のですね、３月27日に厚生労働省

のほうから、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の実施上の留意事項についてということで通知が出ておりまして、厚生労働省のほうが定める告示のほうで、この負担割合が４分の１から２分の１になるということで、詳細の運用も含めて通知がありましたので、それを受けて今回条例改正をさせていただくということになりました。

○西銘純恵委員　国会での法改正ではなくて、政府そのものが告示をして、こういう４分の１から２分の１に負担ということは、倍になると、患者側からすればね。そういう負担増だと思うんですけれども、具体的に、県立病院で負担増になるのは、入院と外来、同じように４分の１から２分の１になるというのは、入院も外来も該当することになるんでしょうか。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　今回の後発医薬品のある新医薬品、いわゆる先発医薬品を患者さんが本人の意思で選択して、その際にかかるいわゆる選定療養費として徴収するものについては、これの対象は外来のみになっておりまして、入院のほうは対象外になっております。

以上です。

○西銘純恵委員　この告示が出されて、結局本人の申出、外来分ということではあるけど、全国でどれぐらいの医療収入ということで政府が試算をされたかということも御存じですか。知っていればお願いします。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　今の件につきましては、国のほうから全国的なこの数値等については、現時点では特に情報が公表されていないものと理解しております。

以上です。

○西銘純恵委員　県立病院６か所ありますけれども、これまで外来で、今言った４分の１の負担をしてきた患者さんというのは、何名いるか把握していますか。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　この４分の１負担の制度につきましては、令和６年の診療報酬改定の時点から始まった制度でございまして、令和６年度からの実績でいいますと、令和６年度は先発医薬品を希望した患者さんの

実績については、県立病院全体で令和６年度は２名、対象となる選定療養費として患者さんに自己負担いただいた金額は、470円になります。また、令和７年度につきましては、病院全体で16名で、その対象となった金額は9000円ということになっております。

以上です。

○西銘純恵委員　令和６年度から負担が入ってきたというのを今説明を受けて、結局はゼロだった、負担なしだったのが、既に１年、２年で負担が２分の１まで増やされて、お聞きしたら人数も増えていくという形になっているわけですね。本当にこれ県民にとって、やはり多分、患者さん本人の利用で自由に診療を受けるというところが、お金のあるなしでそれが受けることができないということにもつながりかねない問題だと思いますが、厚労大臣の告示を受けて条例改正をしなければならないという、県立病院の状況については、本当に仕方ないと思います。でもそういうことがあってはならないと私指摘をして、質疑を終わりたいと思います。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

比嘉忍委員。

○比嘉忍委員　今ありました対象患者、令和６年が２人で金額が470円、令和７年が16名で9000円というのは、これ総額ですか。１人当たりはお幾らぐらいの負担増になっているんですか。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　先ほど申し上げました実績については、総額になっております。

そして、この令和６年度、７年度２年間で言えば、トータルで対象になりました患者さんの人数が18名、先ほど約の金額でお話ししましたので詳細に申し上げますと、２年間で対象18名に対して金額は9489円で、１人当たりで平均取りますと、１人当たり約527円の徴収ということになっております。

○比嘉忍委員　ちなみに、民間の導入状況はどうなっているのですか。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　民間のほうの数字につきましては、恐縮ですが、現時点でこちらのほうでは情報は持ち合わせておりません。

以上です。

○比嘉忍委員　数字じゃなくて導入状況ですよ。これはもう既にやっているということでいいですね。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　制度としては、令和６年度から、全国オールジャパンで適用されている制度になりますので、公立、民間関係なく、対象に適用されていることになっております。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。
　山里将雄委員。

○山里将雄委員　２つほどちょっと確認したいんですけれども。これによってですね、１人当たりといいますかね、どれぐらい県民に負担が増えるかとかそういう何か試算をしていますか。例えば前年度の薬の収入といいますかね、それによって比較した場合、どれぐらい増えるのかなと、そういう試算をしていますか。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　先ほど申し上げました令和６年度と令和７年度の実績からしますと、機械的な計算、試算にはなりますが、お１人当たり約500円程度の負担というところが、今回、その負担割合が倍になりますので、単純に計算しますと負担割合が２倍になりますので、お１人ですね、500円掛ける２倍で1000円程度という形になるかと思います。

○山里将雄委員　単純に言えば２倍になるわけですよね。これ先ほどですね、入院の患者は対象外という話だったんですけれども、例えば長期に病院に通っている、長く病院通いをして薬をもらうということありますよね。そういう方に対する何か配慮といいますかね、何かそういうことはないんですか。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　入院はちょっとそもそも対象外なんですけれども、外来で受診されたときに、患者さんの希望であえてその先発品を選択するという場合には、基本的にはその選定療養費として徴収されることになるんですけれども、一方で、医療上の処置として必要な場合には、患者さんの判断ではないのですが、医療上の措置として幾つか厚生労働省が定めている事例がありまして、これについて医師も、その医療上の必要があると判断したものについては、先発品を使ったとしても選定療養費としての自己負担は発生し

ないという形に整理されております。
以上です。

○山里将雄委員　先発を長期で投薬が必要な方であったとしても、全てが同じ配慮があるんじゃなくて、先生が判断した、医者が判断した場合にのみ、そういったこともあり得るということなんですね。そういう理解でいいですか。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　医者が判断すれば――自由に判断できるということではないんですけれども、幾つか厚生労働省が示している類型に当てはまるものについて、医師等が判断したものについては、先発医薬品を使用していても選定療養費の対象外になるという取扱いが制度としてあるということでございます。
以上です。

○山里将雄委員　もう一点ですね、この資料の最後のほうですけれども、対象から除かれるというものについて、２番目ですね。病院または保険薬局において在庫状況等から後発医薬品の提供が困難とした場合というふうになっているんですけれども、全国的に医薬品が少し供給不足の状況があるというふうに伺ってはいるんですけれども、県立病院でのこの後発医薬品の在庫状況というのは、どんな状況ですか。十分対応できる状況になっていますか。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　現時点においてですね、後発医薬品、ジェネリック医薬品の納入が遅れているという状況は、病院事業局としてはそういう状況にはないと。そういう情報は入ってきておりませんので、特に現時点でそういう状況ではないかなと考えております。
以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　質疑なしと認めます。
以上で、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

（休憩中に、補助答弁者の入替え）

○新垣新委員長　再開いたします。

次に、病院事業局関係の請願令和６年第５号及び陳情令和６年第72号の３外13件を議題といたします。

ただいまの請願及び陳情について、病院事業局長の説明を求めます。

なお、継続の請願等については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

本竹秀光病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　それでは、病院事業局に係る請願及び陳情の処理方針について、御説明いたします。

請願・陳情に関する説明資料の２ページの目次を御覧ください。

病院事業局に係る請願案件は、継続１件、陳情案件は継続９件、新規５件となっております。

請願案件でございますが、継続の１件について、処理方針に変更はございませんので、説明を省略させていただきます。請願についての御説明は以上です。

次に、陳情案件について御説明いたします。

継続案件９件のうち、処理方針に変更があるものについて、御説明いたします。

資料の５ページを御覧ください。

陳情令和６年第72号の３令和６年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、処理方針に変更がございますので、処理方針を読み上げます。

「旧県立八重山病院跡地については、同地南側に職員宿舎を整備することを検討しております。

北側余剰地については、石垣市議会等から医療機関等を整備するよう要請を受けるとともに、同市から買受け申請があり検討を進めてまいりましたが、建築費用高騰による整備困難を理由に令和８年６月19日付同申請の取下げ書が提出されました。

病院事業局としましては、北側余剰地については、公営企業の経済性の発揮や経営の効率化の観点から改めて利活用を検討してまいります」。

続きまして、資料の14ページを御覧ください。

陳情第４号常勤の腎臓内科医師の県立宮古病院への配置を求める陳情につい

て、変更した箇所を読み上げます。

「また、宮古病院においては、令和８年度、腎臓内科の常勤医師は不在の状況にありますが、透析経験のある医師を含めた他診療科医師により透析治療を継続して実施しております。これに加え、限られた医療人材の中で離島の透析医療を維持するため、昨年度実施した本島の専門医による遠隔診療支援の実証事業を、今年度から本格運用しております」。

続きまして、資料の15ページを御覧ください。

陳情第14号県立南部医療センターＩＣＵ内における医師、看護師の対応を含めた病院内及びＩＣＵの在り方の改善を求める陳情について、変更した箇所を読み上げます。

「陳情者からの公文書開示請求に基づき、令和８年４月下旬に交付を行っております。南部医療センター・こども医療センターにおいては、今後とも職員への教育、指導を継続するとともに、陳情者に対して真摯に対応してまいります」。

以上が、処理方針の変更についての御説明となります。

残る７件について、体裁等の軽微な変更を除き、処理方針に変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして、新規の陳情５件について、処理方針を御説明いたします。

資料の16ページを御覧ください。

陳情第28号、県立八重山病院における医療体制の確保に関する陳情について、処理方針を読み上げます。

１について、八重山病院の脳神経外科については、医師の退職に伴い、令和８年４月から常勤医師が不在となっております。

これまで、県内外の大学病院等への派遣要請等を行い、専門医の確保に努めてまいりましたが、全国的な脳神経外科医不足の影響もあり、常勤医師の確保には至っておりません。

このため、南部医療センター・こども医療センター及び琉球大学病院の応援により、月４回の外来診療を実施するとともに、手術等を要する緊急症例に係る急患搬送体制の円滑な運用に努めております。

また、常勤医師の不在に伴う影響を低減させるため、脳神経外科以外の医師による初期診療への対応や、早期受診に関する住民への啓発などに取り組んでいるところです。

病院事業局としては、引き続き、常勤医師の確保に向けた取組を進めるとともに、国や保健医療介護部等の関係機関や地元自治体、地域の医療機関と連携し、八重山病院における医療提供体制の確保に努めてまいります。

陳情第29号、第33号、第42号については、第28号と同様の趣旨となるため、説明を省略させていただきます。

続きまして、資料の20ページを御覧ください。

陳情第47号の３令和８年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきましては、病院事業局及び保健医療介護部の共管となっております。

病院事業局における処理方針については、陳情第28号と同様の趣旨となるため、説明を省略させていただきます。

保健医療介護部より処理方針を読み上げて御説明いたします。

○平安山剛医療対策課班長　保健医療介護部から御説明します。

離島から急患を空輸する際のヘリコプター等への医師等の添乗については、県、関係市町村及び添乗協力病院において協定を締結するとともに、運営協議会を設置し、添乗当番日その他必要事項を協議しております。

要望のある添乗に要する経費の取扱いについては、今後運営協議会等で議論していきたいと考えております。

以上です。

○本竹秀光病院事業局長　以上で、病院事業局に係る請願・陳情の処理方針の説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣新委員長　病院事業局長の説明は終わりました。

これより、請願等に対する質疑を行います。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、請願等番号を述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をよろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里匠委員。

○新里匠委員　お願いします。

14ページの陳情令和８年第４号についてでありますけれども、この処理方針の変更で、本島の専門医による遠隔診療支援というのはどういうものでしょうか。

○本竹秀光病院事業局長　実は昨年度からですね、もともとの私の目的は、

16離島診療所の若い先生方、離島に派遣しているのは大体、卒後４年目ぐらいですので、専後ですかね。この先生方の診療を支援する目的でこれを始めたんですよ。ところが宮古・八重山で、特に八重山病院なんですけれども、透析医がいなくなるということで、それだったらまず最初にそこの先生方を支援することで、今現実的には、中部病院の専門医が県立北部病院と八重山病院をＤｔｏＤでドクタードクターで、今もう既にやっていますし、宮古病院に関しては南部医療センターが統括するということで今始めています。遠隔の支援ですね、診療というよりも、そういうことを今始めています。

○新里匠委員　遠隔で先生を支援するという感じなんですね。

○本竹秀光病院事業局長　離島診療所に行かれる先生方、いわゆるゼネラリストでありますけれども、例えば心筋梗塞とかそれから挿管が必要な急性呼吸不全が起こったときには、必ず多分ヘリコプターを呼ぶんですよね。でもその間に刻々と変化しますので、やはり不安なんですよ、若い先生方。それを、八重山だったら親病院は八重山病院なんですけれども、そこから遠隔でですね、今、例えばカメラそのものは４Ｋで40倍の倍率を持っているカメラとか普通に出ていますので、映像を見て直接支援ができるということができているんですよ。他府県でも既に始まったんですけれども。そういうことで、少しでも若い先生方の不安を取り除くというのが私の目的であります。
　以上です。

○新里匠委員　実績と効果というところを教えていただきたいと思います。

○本竹秀光病院事業局長　今始めたばかりであるんですけれども、実は北部病院でも一応実態を見てきましたし、基本的には１週間に１回はカンファレンスをやっているみたいなんですけれども、緊急のときに受け入れるような体制で実際にやっています。実際、小さなブースでコンピューター１つ置いてやるだけの話ですので、それほど大きな問題ではないんですけれども、ただ、専門医の負担はある程度ありますけれども、一応これは話合いでですね、支援しますということになっいますので、これは、進めていけるもんだろうと思っています。

○新里匠委員　専門医の負担というのは、本島にいる先生、常時、何かがあったときに対応できるようにしなければいけないので、その分専門医の先生に負

担が来る場合もあるけれども、それは話合いをやっているということですね。

○本竹秀光病院事業局長　おっしゃるとおりです。自分の診療をしながらですので、それは負担はありますけれども、そこは、例えば、県立病院６病院の腎臓内科の先生方の話合いが年に多分数回行われていると思うんですけど、その中で彼らが決めているので、それはやはり僕は非常に重要なことだろうし、非常に頼もしく思っている次第です。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　ただいまの14ページですね。実績効果、先ほど質疑ありましたけれども、腎臓内科の常勤医師がいないというものを何らかの形で対応されていると。カメラもいいということで、病院事業局としては、取れる手だてを取っているということは感じられます。でも、宮古にいらっしゃる腎臓病の患者さんといいますか、その皆さんの人数とかですね、今やっていることに対して、どれだけの皆さんが病院に必要としていて、そしてそれを新年度から取られたことに対して、任せますよと、それでよしということになっているのかどうか、患者さんの立場はどうなのかということをお尋ねします。

○本竹秀光病院事業局長　まず、これに頼るというよりも、今ずっと脳外科も含めてですね、やはり専門医の確保には、これからもずっと継続して努めてまいります。これはもう非常手段といったら非常手段なんですけれども、これからですね、いわゆる専門医を獲得するのはなかなか難しいです。沖縄だけではなくて、特に東北とか非常にもっとひどいんですけれども。そういうところで、こういうＡＩを活用しながらという時代にもう既に入っているということなんですよね。だから、それをうまく活用して、それが患者の安心・安全な治療につながるものというふうに考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　患者数はどれぐらいいらっしゃるか分かりますか。患者の状況、声が届いていたら、答えてほしいんですけれども。

○本竹秀光病院事業局長　実際ですね、例えば宮古病院でしたら、透析をでき

る先生はいらっしゃるんですよ。専門医というのは、透析の中で何かトラブルが起こったときに、それをカンファレンスとか相談できる相手が必要なので、これのための遠隔診療なんです、１つはですね。だから、今実際、宮古病院とか八重山病院で透析を受けている患者さんに不具合があるというわけではなくて、そのときに、やはり助け舟が必要で、本島だったらもう後ろに専門医がいるんで、呼んで連れてきてもらってというのができるんですけれども、それができないということで、これを使っていきたいと思います。

○西銘純恵委員　非常手段で取られているということで理解しました。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、執行部から透析患者数について答弁できる旨、申出があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。
川満孝幸総務課長。

○川満孝幸総務課長　宮古島市慢性腎臓病対策推進部会が令和７年１月に実施した調査によりますと、宮古島市の透析患者数が178人ということになっているということです。
以上です。

○西銘純恵委員　やはり緊急時、遠隔で対応するというところも、結構な医師の負担、遠隔でやる方の負担とかもあると思いますので、医師確保、頑張っているということで、それ続けていただきたいと思います。
それで16ページの28号の八重山病院の脳神経外科の確保の問題と、20ページも似たようなものがありますので、20ページの47号の３でお尋ねしたいんですけれども、全国的な脳神経外科医不足という問題ですね。これ先ほども、東北がもっと大変だよって言われましたけれども、何でそういうふうになったのか、医師を養成するというのか確保するというのは、そもそもは、私、国がちゃんと国民の医療を守るということでやるべきだと思っているんですけどね。それがなされていないのか、それとも脳神経外科医がどこかに偏っていらっしゃるとかね、そういう問題なのか。そこら辺をお尋ねしたいんですが。

○本竹秀光病院事業局長　何科を選ぶかというのは、これは本人の自由ですので、なかなか決められませんね。年度によっても変わります、今外科医も少ないですし。だからそれは何とも言えないんですけれども、例えば沖縄県だったらですね、琉球大学も大学で一番多いかなと思うんだけれども、やはり足りないんです、医者がですね。そういうことで、実は３月に、埼玉医科大学総合医療センターと包括協定を結んでまいりましたけれども、それはですね、埼玉医科大学は10年来消化器内科の先生方を北部病院とか八重山病院に派遣してきているんですけれども、それは消化器内科だけでしたので、包括を結ぶことによってほかの診療科もということですね、実際に今、脳外科も含めて調整をお願いしているところであります。

○西銘純恵委員　今のお話聞いたら、沖縄に今必要とされる脳神経外科医も、派遣をしてもらうことが可能だという受け止めになるんですが、ほかの大学病院とか、ほかの大きなところと、また同じような包括協定というんですか、協定結んでやれば、そこからも送ってもらえるという可能性があるということですか。

○本竹秀光病院事業局長　おっしゃるとおりです。それはネットワーク、今それぞれの病院でもですね、院長を含めて、自分の知り合いとか、そういう人でネットワークをつくって協定を結んでいくこともできますでしょうし、中部病院の腎臓内科に関してはですね、金沢大学の医学部の教授は、ちょっとつてがありまして、お願いして送ってもらいましたけれども。その裏は何かといいますと、実はですね、総合内科、いわゆるゼネラリストの育成が本土の大学もなかなかできてなくて、それが特に中部病院がそれをやってくれるもんだろうということでですね、お互いにウィン・ウィンという関係で、今協定を結んでいるところはあります。埼玉医科大学総合医療センターも同様にですね、一方的に送るんじゃなくて、自分たちもそういうメリットがないと駄目ですので。そういうことで、今進めているところであります。

以上です。

○西銘純恵委員　今のお話聞いたら、中部病院の伝統的な医師養成というのか、それがやはりこれからもっと全国とのウィン・ウィンの関係と言われたもんですからね、相手の側からも必要とされるということですから、ぜひそこは新たに手だてを取ってもらいたいなと思います。

この同じところで、緊急の際のヘリコプターへの医師等の添乗について、協

議会でやっているということですが、経費についての取扱いが、まだこれからという感じで受け止めるんですけれども、実際は、医師の添乗というのは既になされているんでしょうか。保健医療介護部に聞きたい。

○平安山剛医療政策課班長　お答えします。

離島で発生した傷病者の救命、後遺症の軽減等を図ることを目的としまして、平成20年３月26日付で、沖縄県と沖縄県離島振興協議会加入市町村、それから協力病院との間でですね、離島からの急患を空輸する際にヘリコプター等への医師等の添乗に関する協力協定書というのを締結しています。それに伴って協議会を設置していまして、経費の負担については、協定の第８条で、医師等の添乗に要する経費は、乙群といいますけれども、この加入市町村が負担する、その一部を県が補助するという形で事業を運営しているところです。

以上です。

○西銘純恵委員　これ陳情者の皆さんが、経費の旅費について、県に負担してほしいということで要望されていますが、今の協定書の中身を変えてほしいという意味ですか。全て県に負担してほしいということで受け止めるんですが、要望は。そしたら、県の考え方としたら全てなのか、それとも一部負担をどうするか、今後協議会で議論していくとありますけど、県の基本的な考え方を聞かせていただきたいと思います。

○平安山剛医療政策課班長　基本的にこの添乗医師の帰任に係る旅費というのは、この協議会を通さずに市町村が直接支払いをしているところです。そこに対して、全部を県でというふうには受け止めていなくてですね、この脳外科医不在の影響分について、どうにかしてくれないかという要請だというふうに受け止めております。その関係する経費に関してはですね、この協議会は年２回定例会を開催していますので、その場で様々なことについて、これまでも協議してきておりますので、そのときにですね、今後、議論していくものかなというふうに考えいます。

以上です。

○西銘純恵委員　今後の議論に委ねるということですが、丁寧に、離島ですから、皆さんと納得できるような方法で結論を出していただきたいなと要望して終わります。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。
　比嘉忍委員。

○比嘉忍委員　同じく今の20ページですけれども、実際この加入市町村が負担しているということで、実績としてこれまでどれぐらいの帰任の実績があって、どれぐらい負担しているんですか。

○平安山剛医療政策課班長　大変申し訳ないんですけれども、実際この帰任旅費を市町村がどれぐらい負担しているかというのは、取りまとめ団体の協議会も把握してなくて、県のほうでもちょっと把握はしていないんですね。これどういうときにかかるかというとですね、自衛隊機等で那覇まで運んできましたと。その帰りの搬送ですね、帰りは搬送ないので、この帰りの便に関して飛行機代がかかったり、夜間であれば、宿泊せざるを得なかったりというところで、日中であったり、夜間であったりというところでもちょっと変わってくると思います。今、要請してきた市町村が費用を負担しているというところです。

○比嘉忍委員　把握していないということですので、今後協議会あたりで、その辺は明らかに県としてヒアリングしながらですね、実績としてどれぐらい影響しているのかというのは把握すべきだと思います。いかがですか。

○平安山剛医療政策課班長　お答えします。
　そうですね、これから協議会に向けてですね、取りまとめ団体である離島振興協議会さんを通じて、八重山圏域の市町村がどれぐらい負担しているかというところも含めて、把握していきたいと思います。
　以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。
　喜友名智子委員。

○喜友名智子委員　同じ20ページの第47号の３ですね、八重山病院の脳神経外科の不在についてです。
　八重山病院のホームページを見ますと、脳神経外科の実績が、病床ごとというか、年度と対応した手術というんですかね、件数が載っています。2018年から2024年までで数字が公開されていて、大体34件から多い年で53件ぐらい

だという数字が分かります。この中で、いろいろと対応した手術であったり、項目が書いていますけれども、24時間の体制を取って救急でないと対応できないものというのは、どういったものがあって、件数としてはどの程度になるもんなんでしょうか。

○川満孝幸総務課長　お答えいたします。

八重山病院における直近の５年間の搬送実績をお答えさせていただきますが、まず、令和３年度が本島搬送したのが25件、令和４年度が46件、令和５年度が51件、令和６年度が48件、令和７年度が46件というふうに推移しておりまして、令和８年度、今年度は６月18日までで10件というふうに把握しております。

以上です。

○喜友名智子委員　そうすると、今病院のホームページで公開されているものは、八重山病院で対応したものであって、救急搬送したものはこっちには入っていないという理解でいいですか。

今ちょっと聞きたいのが、八重山病院で対応したこの件数がありますよね。この中には、脳神経外科の方が常駐しているからできたものだと思っているんです。これが今、金曜日、土曜日の派遣の状態になったときに、この手術というのが、基本的には金・土の滞在で間に合うものもあれば間に合わないものもあると思っているんです。そこのリスクを抱えている数時間というものを知りたいというのが、質問の意図です。

○本竹秀光病院事業局長　令和３年から令和７年まで八重山病院の脳神経外科関連の搬送件数が、令和３年20件で、令和７年14件なんですけれども、脳神経外科の緊急症例の中では、恐らくその先生が多分休みで対応できなかったのもありますでしょうし、それから、難易度の高いのはできませんので、それを搬送することになると思うんですよ。実は、内訳を見てもらったら分かると思うんですけれども、多くはですね、恐らく慢性硬膜下血腫といって緊急を要しないんですよね。だからそういう症例が多いんですけれども、ただ、脳動脈瘤破裂の場合は、どうしてもやはり常勤医がいたほうが対応ができるんですけどね。今のところいませんので、もうこれ搬送するしかないですよね。見ると、大体年に３件とか４件ぐらいなんですけれども。そういうふうに、症例によっては少し難易度によって、搬送するかしないかというのは異なってくるところです。

○喜友名智子委員　分かりました。

今、別の答弁だったかな、今年の４月入ってから10件ぐらいですか、搬送の実績があったのは。そうすると、当然帰任旅費も既に実績は出ているものと思いますので、金額を把握して、早く協議会で整理ができるように要望いたします。

次がですね、すみません、もう一件聞かせてください。

新規陳情もあるんですけれども、数件上がっている南部医療センターのＩＣＵの死亡事故の問題です。陳情が出てから数年たっているので、状況の整理のためにお尋ねをさせてください。

今回新規で出てきたものは、情報公開請求があったので資料を提供しましたという状況だと理解をしています。これはこれで御家族のほうで対応されていると思いますけれども、それ以外の部分について、例えば、第三者委員会の設置を求めるものについては、処理方針に変更がないと。あとは病院側の体制が変わった後も、御家族と話合いを続けているというふうになっています。

確認したいのは、第三者委員会の設置の方針については、今後もやはり可能性がないのかという点と、もう一点は、これまで御家族との話合いを面談でも、そのほかの形でも何回か話合いを持って、直近でお会いになったのはいつ頃かというところだけ、確認をさせてください。

○重盛康司南部医療センター・こども医療センター院長　答弁の前に一言申し上げます。

今回の件に関しまして、病院としてお亡くなりになられた方に心から御冥福をお祈りいたすとともに、御遺族におかれましては謹んでお悔やみを申し上げさせていただきます。

お答えいたします。

第三者委員会の設置に関しては、従来の方針どおり、設置の方向はありませんが答えになります。

もう一つに関しては、答弁者をちょっと交代させてください。

○中矢代真美南部医療センター・こども医療センター副院長兼母子センター長

お答えします。

今年度に入りまして、御家族とは直接２回面談させていただいています。１回目は、この公文書の交付を行われました４月の後半のときに、１度面談を直接させていただきましたのが１件目。２件目が、直近では６月30日に直接御

家族と面談させていただいています。その前日に、４月の面談を受けて、いろいろな御質問があったことに対する書面の回答をお求めになったので、６月29日には書面だけお渡しさせていただいているんですが、やはりそれに対して、直接質問があるということだったので、翌日の６月30日に２回目の面談を行っているところです。

以上です。

○喜友名智子委員　状況分かりました。陳情が複数出てきているので少し全体的な状況、確認できましたので、以上で質疑を終わります。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　質疑なしと認めます。

以上で、病院事業局関係の請願等に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に説明員等の入替え）

午前10時51分休憩

午前11時０分再開

○新垣新委員長　再開いたします。

次に、乙第７号議案沖縄県こどもの権利条例を議題といたします。

ただいまの議案について、こども未来部長の説明を求めます。

榊原千夏こども未来部長。

○榊原千夏こども未来部長　それでは、こども未来部の乙号議案について、御説明いたします。

２ページをお願いします。

乙第７号議案は、全ての子どもが権利の主体として尊重されるよう、基本理念等を明らかにし、子どもの権利を擁護するための県の施策の基本事項を定めるとともに、子どもの権利の侵害についての調査審議等を行う附属機関を設置

する必要があることから、条例を制定するものであります。
以上で乙第７号議案の説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣新委員長　こども未来部長の説明は終わりました。
これより、乙第７号議案に対する質疑を行います。
なお、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。
質疑はありませんか。
米須清一郎委員。

○米須清一郎委員　お願いします。
幾つか確認したいのですが、以前から本会議含めて、外部の関係者も関心持っている中で、１つ出てきていたのが独立性の担保というところで、私、今条例案を見ながらお話ししておりますけれども、今回上程された案の中で、具体的にその独立性の担保というのはどのように規定しているでしょうか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。
条例案の中で、独立性の担保というところで申し上げますと、まず権利擁護委員会におきましては、附属機関という形で設置しているというところがございますが、この附属機関については、委員会として職務を行う上で調査・調整という役割がございますけれども、そういった調査・調整を行うに当たっては、知事の直接の監督を受けないというところが附属機関の場合はあります。
また、組織面で申し上げますと、今回５人の委員を選任する予定としておりますが、こちらのメンバーは外部有識者をもって構成する合議体での機関であるというところ、有識者については所属団体などからですね、児童福祉等に関する知識を有する方を推薦いただきたいと考えております。
また、実際の委員会の権限としまして、子どもたちなどから調査の求めがあった場合ですが、求め先は知事という形で条例上は記載となっておりますけれども、調査の求めがあった事項については、選別することなく全て委員会に対して調査・調整を求めること。また、運用上ではございますが、相談窓口に寄せられてきた相談内容につきましては全件委員会へ報告して、窓口の対応などを確認していくということも予定しております。
その相談内容からですね、子どもの権利の侵害が疑われる場合につきまして

は、委員会の発意によって調査を実施することができる。ここもですね、委員の方々の独立した取組、また、実効性の担保という部分で効果があるというふうに考えているところでございます。

また、調査・調整の結果については、知事に対して委員会の意見として提出することもできますし、権利の侵害をしていると思われる方が、知事から提示した委員会意見を受理をしなかった場合はですね、この方に対してまた必要な措置を取るように知事に対して勧告することを求めるというところができるということを、条例上規定しているところであります。すみません長くなって申し訳ありません。

以上です。

○米須清一郎委員　ひとつ調査というところに入るときの話なんですが、条例案の第14条に規定されています。子どもまたはその保護者等の求めがあった場合に調査をすることができるということが第１項。第３項でですね、そういった規定以外にも、現に子どもの権利の侵害があると認められ、またはその疑いがあると認められるときは、規則で定めるところにより、知事へ報告の上、調査を行うことができるという規定を見ますと、そのとおり、外からの求めがなくても、調査の必要があると判断した場合にはできる。そこがいわゆる、何ていうんでしょう――必ずしも知事に確認しないと、承認をもらわないと動けないということでないことも含めてですね、この委員会として独立性が発揮される、そういう理解でよろしいですか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　ありがとうございます。

委員のおっしゃるとおりでして、この第３項による委員会による調査による発意につきましては、求めなく、委員会のほうで、権利の侵害が発生していると認められるときに行えるというところで、知事のほうに報告という形を取りますけど、それは事務手続上のことでして、知事に直接これを報告するというような形で介入があるようなことはないというところです。

以上でございます。

○米須清一郎委員　あと一、二点あるんですが、附則に規定されているのがそうかなと思うんですが、実際の委員会の時期が、この条例は、成立日が施行日ということのようですけれども、委員会の設置はいつになるのかですね。それと、事務局の設置もどうなのかというところまで、その設置時期について御説明をお願いします。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

まず、附属機関の権利擁護委員会の委員につきましては、附則にございますとおり、令和８年９月１日を施行日としたいと思っております。これは委員の任命のための準備期間がございますので、その期間を取らせていただいているところです。

事務局につきましては、我々こども若者政策課のほうに位置づけをしますので、条例が制定され次第、そういった取組を進めていくというところでございます。

以上です。

○米須清一郎委員　今の確認になりますが、委員会自体は９月１日ですけれども、事務局は条例施行後、速やかにすぐにでもということですか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　事務局につきましては、こども若者政策課内に置くということになっておりますので、条例が制定され次第、相談窓口の設置ですとか検討委員会の設置に向けて、いろいろな手続を即できるように、体制を整えているところでございます。

以上です。

○米須清一郎委員　その体制ですね、委員がいて、事務局があって、相談を受け付ける相談員とかですね、そういった役割の方々は、事務局に所属する形になるのでしょうか。

もしそうであれば、すぐに設置される事務局、設置するということは、相談員の配置などもすぐに出てくるという理解ですか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　失礼しました。

相談窓口につきましては、今、外部委託を想定してございます。

そのため、附則のほうでも定めておりますが、第13条の調査の求めに関することなどを令和９年２月１日から行えるようにするためにですね、相談機関につきましても、外部委託に向けての公募の期間などを取った上で、２月１日までには設置したいというふうに考えております。

相談窓口はそういった外部委託なんですが、こども若者政策課内にこどもの権利擁護コーディネーターというのを令和８年４月１日から会計年度任用職員で採用しておりまして、コーディネーターのほうで今既にいろいろな先進地の

情報収集などをしているところですので、そういった情報も合わせながら、相談機関の設置をスムーズに行えるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○米須清一郎委員　整理すると、条例が成立したらすぐ施行する。事務局はすぐにでも設置する。そして、委員会を９月１日に設置する、そして相談窓口を外部に委託する形で、年明けた２月１日に設置するというふうな流れになって、それが条例で定めるということになっているわけですね。

関連して、最後になりますけれども、そういったことを進めていく上での、詳細な規定というのは、どういうような形で、条例は条例としてですね、基本があって、今話に出ているようなことを進める中でいろいろなルールをつくっていくと思うんですけれども、そこはどのように定めていくんでしょうか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

まず、委員会の組織運営に関することにつきましては、規則のほうで定めていきたいと考えております。それ以外の具体的な相談機関ですとか権利擁護委員会の運営の部分につきましては、この権利擁護委員会が９月に設置されて以降、委員の皆さんの御意見を伺ったりしながら、よりよいものにしていくということで、運用の部分は指針という形で定めていければなと、今考えているところでございます。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員　背景になった案件も、前期の文厚委でさんざん議論してきた中でですね、決議もして、第三者委員会立ち上げてという形でずっと関わってきた立場から少し確認をさせていただきたいんですけれども、基本的にこういった動きが明確に出てきたということは、非常に喜ばしいことだなと考えております。ただ、受けて、いろいろやり方を考えて、今回の条例提案という形に至ったということを踏まえてですね、少し確認をさせていただきたいんですけれども。

委員会についてまず少し聞きたいんですが、この委員会の開催のタイミングとかというのをこれから要領等も含めて調整していくという答弁さっき出たんですけれども、今のところどのように考えていますか。

例えば、適宜なのか、定期的なのか、定期的だったらどれぐらいの頻度でやるのか、または定期的にやりつつ、適宜もやるというような複合型なのか、ちょっとここら辺教えてください。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

小渡委員おっしゃるとおり、これからいろいろ決めていくところはありますが、やはり、子どもの権利の侵害という重大な課題を抱える委員会となりますので、適宜開催できるような体制がいいのかなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○小渡良太郎委員　あともう一点、委員会の権限についてなんですけれども、説明資料等にもあるようにですね、委員会は、知事から求めがある場合には調査をする、求めがなくても委員会が発意して調査をするということもあり得ると。

この調査に当たっての権限も非常に重要かなと思うんですけれども、実際の学校現場で起きたパワハラ事案とかですね、これ文教厚生委で実際取り上げた案件を例に少し話をさせていただくのですが、学校側があまりこの情報の公開に前向きではないパターンとかというのもあったんですよ。

そういうときに、学校側に対してどれだけ物が言えるのか、どれだけチェック機能が果たせるかというのは、子どもたちせっかくメッセージを送ってきて、大人としてこういった形でやれるよという仕組みをつくってもですね、学校側との、どこまで踏み込めるかというところで、あまり踏み込めないまま、調査が進まないという状況になることも大いにあり得るなと。善意だけじゃありませんので、そういったところで、どこまでこの委員会として踏み込めるのかというところは、どう考えていますか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

確かに、この権利擁護委員会につきましては、法的な拘束、強い権力を持って調査できるという部分ではない。そういう意味では、任意の協力を得ながらという調査になってきますけれども、我々としましては、昨年来、教育委員会の各課と、権利擁護委員会の設置について、条例の制定について意見交換をずっとしてきております。また、県の総合教育会議で説明したりですとか、沖縄県の私学教育振興会の研修会での説明なども重ねてきているところです。

ですので、この条例の意義というのをですね、説明してきたところではござ

いますが、今後も、条例制定後は、各地域を回って、市町村の教育委員会向けの説明会なども行っていくことを予定しております。

そういった中で、条例の意義を御理解いただきながら、御協力いただくような、協力・連携ができるような体制というか、関係構築というのを図っていってですね、協力いただけるように働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○小渡良太郎委員　知事は、教育委員会から独立して機関を設置するということなので、権限の在り方というのは、今後、何かあった場合ですね、問われる可能性があるので、今議論しておこうというところなんですけど。知事の出番ですね、あくまでも勧告等を行うというところで今出てきているんですけれど、もし、例えば調査がうまくいかない場合に、知事部局として、求めに応じてしっかり調査を行っていく上で、例えば指示をするとかというような関わり方も一つあるのかなと。

もちろん、権限を行使して強引にやるとかじゃなくてですね、できればしっかり日頃から連携をしていただいて、スムーズな調査ができるような関係性を構築していくということも、とても重要だと思うんですけど、それでも、乗り越えられないものがあった場合には、もう一段少しオプションを持っておいてもいいのかなと。これは条例とかじゃなくて、その後の運用の部分の話になると思うんですけれども、そこもぜひ検討に加えていっていただきたいなというふうに要望いたします。

あと、もう２点あるんですけど、次は事務局の体制ですね。こども未来部の中に置かれて、職員が担当するという形になるんですけど、この事務局の中に専門家とかというのは入りますか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

事務局のほうは、こども若者政策課に設置します。事務局の中にですね、この４月から、こどもの権利擁護コーディネーターという会計年度任用職員を採用しております。この職員につきましては、採用の段階で、児童福祉に関する知見、あるいは相談等の経験を有する者ということで公募をしておりまして、また心理学の面とか、あとアドボケイトの面とか、そういうところができる方々をということで公募して、適任の方を採用することができました。

その方につきましては、現在、こども家庭庁が実施する講座への派遣ですとか、あと先進県のほうに直接出向いていって、調査・研究というような形のことも取って、人材育成のほうもしっかり図っていくというところを考えており

ますので、実際もう進めておりますので、専門家の者も配置しているところでございます。

○小渡良太郎委員　答弁で少し安心したんですけど、１点、会計年度というのがちょっと気になるかなと思うので、せっかく育てた人材も期限で終わりという形にぜひならないようですね、ちょっとそこは工夫をしていただければなと、正職員以外のやり方もあるはずですから、工夫をして、常に専門家がいるよというところも、ぜひ担保してやっていっていただきたいなと思います。

最後もう一点なんですけど、子どもから相談をするという窓口に至るまでの部分で、子ども、保護者の方々、もちろん条例が制定されて周知徹底とかというのもしっかりやっていかれると思うんですけれども、子どもたちが気軽に相談できるような、何か気軽というのも一概に言いづらいんですけれども、必要なときにちゃんと相談ができるようなところという担保も非常に大事かなと思います。相談したいんだけど、まず分からないということがないようにしていただきたいし、例えば県庁に電話するとかというのって、一般の県民でもそれなりのハードルありますから、子どもたちが番号を知っていたとしてもですね、ラインとかではつながっていたとしても、なかなか送るというのは厳しいものがあるかなというふうに思います。

そこはどういうふうな対応で、このハードルを下げようという形で考えているのか、ここもお聞かせください。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　ありがとうございます。

相談窓口につきましては、まず普及啓発というところで、今後ですね、条例が設置された暁には周知のチラシですとか、名刺サイズのカードという形ものを、各学校ですとか子どもの居場所に配布するといった取組はもちろんのこと、昨年度にですが、大学生ファシリテーターの養成講座のワークショップでですね、子どもの権利を守るための相談窓口をテーマに意見を聞いたという実例もございます。相談するときどんな方法がいいかというようなことで出てきた意見など、また今後、そういった子どもたちの意見を聞く機会というのを設けたいと思っておりますので、子どもたちの意見を伺った上でですね、電話がいいのかメールがいいのかファクスがいいのか、そのツールの部分の設定ですとか、あと、子どもたち、保護者や学校の先生に知られずに相談できることということをすごく重要視しているという印象を受けておりますので、そういったことをできるような体制というのをつくっていきたいというふうに思っております。

○小渡良太郎委員　最後になるんですけれども、面談、電話、手紙等、手段はいろいろあると思うんですが、多分、今の子どもたちからするとそのどれもがハードル高いと思うんですよね。手紙を書くということもそうだし、メールアドレスにメールを送るということもありますから、もちろん想定に入っていると思うんですけれども、ぜひＳＮＳとかも活用していただいて――あまり気軽な相談が来過ぎるとまたちょっとそれはそれで違う問題が発生するかなというふうに思うんですけど、本当にこの必要な声がちゃんと聞ける状況、対応できる大人にちゃんと届くという状況をつくるというのは、せっかくつくっても届かなかったら意味がありませんから、そこはしっかりと、ぜひ子どもの意見も聞いて取り組んでいただきたいなと思います。

以上で終わります。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員　ちょっと幾つかお聞かせください。

事前に資料も頂きながら説明を受けて、前回の議会で提案した後のですね、この運営に対してのポンチ絵も、ちょっと分かりにくいところは更新していただいたりとか、丁寧に対応していただいたと思っております。本当にお疲れさまです。

まずは、小渡委員と重なるんですけれども、前期発生した非常に痛ましい案件から、こどもの権利擁護委員会という、子どもの声を直接聞ける機関をつくろうということで、準備をしてきてやっと形になってきたなということで、非常にほっとしています。

ただ、幾つか課題が残っていたり、幾つか懸念点というか心配もあるので、聞かせてください。

ただ、先ほど何名かの委員からですね、機関の独立性に関しては、基本的な質疑はありましたので、まずはスタートをしながらつくっていくのも必要なのかなというふうに思っています。

この中でですね、市民団体の勉強会、それから意見交換会も行かせていただきましたけれども、職員の皆さんもこちらに顔を出して、要望に真摯に対応をしようという姿勢は私も感じています。ただ、その中でも、独立性の問題に対しては、どうしても心配をしているという部分があるんですよね。

今回の条例をつくるまでの間に、どういった都道府県、それから市町村、事

例を調べて、独立性の問題に対してどのような担保を条例上つくっているのか、改めて確認させてください。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

今回の権利擁護委員会の設置に当たりまして、先進県のほうの調査させていただいておりますが、埼玉県、秋田県、長野県、山梨県、滋賀県、この５つの自治体のほうの情報を確認しております。

いずれの団体につきましても、この権利擁護委員会につきましては、附属機関という形での設置となっていることが分かりました。それぞれ、委員会は附属機関として、知事の求め等に応じて調査等を行ってですね、必要な勧告ですとか措置を講ずるように求めているというようなものが、主なところでございましたので、おおむね他府県の状況と同様な機関という形で、今回条例のほうに提案できたのかなと思っております。

以上でございます。

○喜友名智子委員　特に委員会の発意による調査権、それから、きちんと情報を公開しますという部分があること。あと、勧告も触れられているので、そこは非常に条例を見ていて安定した運用が見込まれるとは思っています。

あとは、委員会の中、それから県が設置するこのコーディネーターですか、きちんとした子どもの権利擁護に関する知見がある方をしっかりと配置してですね、何か事案があったときには、変な話ですけれども、子どもの意見だったり、委員会の発意に対して、そうじゃない大人側の都合で横やりが入らないような形で、しっかり子どもの権利を守るというところを運用していっていただけたらなと思っています。

ちょっと細くなるのですが、このこどもの権利擁護委員会のポンチ絵を見ていてですね、ちょっとまだ、コーディネーターの位置づけが分かりにくいなと思っているんですけれども、窓口と委員会はコーディネーターを核に連携しという部分ですね、このコーディネーターというのが、先ほど県が部局の中に配置すると言っていたコーディネーターと同じ役割と理解していいですか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

喜友名委員がおっしゃるとおりで、こちらのコーディネーターと書いてある部分は、こども若者政策課に配置している職員になります。

○喜友名智子委員　委員会との関係で、指示系統はどこに当たるんですかね。

委員会の指示を聞いて動く役割なのか、それとも部局の中で指示を聞いて動く役割なのか。コーディネーターというと、両方をつなぐ役割ですよというところは理解はしていますけれども、組織である以上、指示系統というものがありますよね。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　この相談体制全体として、事務局としてこども若者政策課がございますので、運営の部分で、我々がコーディネーターにお願いする部分もあると思いますが、こどもの権利擁護委員会の中で、実際のこの調査・調整を行うという段階になりましたら、その委員のほうの指示に基づいてですね、調査先の調整ですとか、そういったものを行っていくということを今想定しております。

○喜友名智子委員　そうすると、委員会も部局の附属機関ですよね。コーディネーターも、その部局の中にある委員会と、あと県の職員としても配置されると、マトリックス上に動く役割になるのかなと思っています。

こういう理解で正しいですか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　そうですね、場面場面によって、コーディネーターの役割というのがありますので、喜友名委員がおっしゃっているような形になるかと考えます。

○喜友名智子委員　分かりました。

次がですね、先進県というか、他県の例で少し気になるというか、県で把握していたのかなと思う点があるのですが、名古屋市が、なごもっかという仕組みで子どもの権利を守る活動をしています。見ていると、なごもっかではですね、運営を支える役割の中の一つに、子どもの権利擁護機関の参与という立場を設置しているんですよね。これは、擁護委員と事務局の両方から独立した立場で、この機関の適正な運営を支援すると、事務局の関与の在り方も監督をして、企画立案に対する指導助言も行うというふうにされています。

この例は、県の機関を設置するに当たって、条例つくる際にですね、何か情報を得たり、検討したりということはありましたか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

今、喜友名委員がおっしゃった参与の位置づけ、そういった参与がいらっしゃるということは認識しておりましたが、その役割についてですね、しっか

り研究して今回の条例制定の上でやっていなかったという部分がございますので、今後、そういった部分の必要性についても少し研究してみたいと思います。どうもありがとうございます。

○喜友名智子委員　第三者機関を見る人、それを見る人というと、ちょっときりがないではあるんですけれども、最後はそこはきちんと情報公開をして、県民の目で判断をしてもらうという部分では、最終的な担保にはなっているかなと思います。ただ、こういう権利機関の参与という役職があるのは、なかなか特徴的だなと思って触れさせていただきました。

最後ですね、この仕組みがあるよということを子どもたちにどう知ってもらって、かつ、子どもたちが相談があったときに思い出してもらえるか、その手段はどうするかというところは、やはり運用しながら改善をしていくというところがいいかなと思います。

ただ、これ本当にどういう手段がいいかは悩ましいなと思っていて。実は昨日、うちの子がですね、夏休みが近いせいか学校から渡されたといって、何かあったときに電話してねというＳＯＳのカード持ってきていたんですよ。そこに電話番号だったり、連絡先が載っているのを私も確認しました。これ子どもたちに全部手渡しで学校から渡されていて、カードなので、人に見られず、必要なときには自分で情報が持てるという意味では、やはりカードはとてもいいなと思いました。

ただ、その後の会話で気になったのが、電話が必要なときがあるだろうからスマートフォン買ってみたいなこと言われてですね、本人も冗談で言っているんですけれども、やはりこの手段という意味では、子どもたちのこのスマートフォンとか、今はアップルウォッチを持っているようなお子さんもいるやに聞いていますので、こういうデジタルでの連絡をするというのは、持っている子どもにとってはすごくパーソナルで、必要なところにつながるという意味はあっても、子どもたちがみんなこういうデジタルガジェットを持っていいのかどうかというところは、私も親の一人としてすごく迷う会話がありました。

この機関が始まったときに、やはりどういう手段でこの擁護委員会に接触したらいいんだろう、話を聞いてくれる大人に連絡を取ったらいいんだろうというのは、制度が始まっても、条例が施行されても残る課題だと思いますので、ここは運用しながら一緒に考えていけたらなと思っています。

すみません、これはちょっとカードを見ながら、気にはなっているんですけれども、ただ、こうやって学校側もきちんと配布物は配っているんだなというところも確認できましたので、ぜひそういうルートに、県が設置する擁護委員

会についてもきちんと情報が載るような形で周知ができるように期待をいたします。

以上です。ありがとうございます。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

新垣善之委員。

○新垣善之委員　お願いします。

乙第７号のこどもの権利条例についてですけれども、我々文教厚生委員会、５月に沖縄県中央児相に視察に行きました。

この条例をつくることによって、児相との関係性について、少しお願いします。関係性についてどう取り組んでいくのか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

児相との関係性というところで、まず子どもたちについては相談できる体制というところはもちろんのこと、実際、緊急に子どもを保護しなければならないような相談があった場合、それは、我々の相談を受けて抱えるというよりも、やはりきちっとした警察ですとか児童相談所などに、すぐ保護してもらうというほうが、子どもたちの安全のために必要だと思っておりますので、現時点、児童相談所はこども未来部の所管でもございますので、いろいろ条例ができることについて、情報提供しながら意見交換をしているところでございますので、スタートしましたら、引き続き連携しながら、子どもたちの安全を第一に対応していきたいと思っております。

○新垣善之委員　この条例をつくることによって、どんな効果があるのかというのをちょっと知りたくて……。

今、中央児相でも、この管轄人口では84万人がいて、この対応するための職員も大勢いるんだけど、児相の敷地内では完結せずに、ちょっと分室をつくったりしてやっている現状があるので、でもその意見交換会の中で、しっかり今児相が抱えているものを市町村に下ろしていく。やはり、いじめや暴力、いろんなところは児相ではなくて、市町村に下ろして即効性のあるところをやっていったほうがいいんじゃないかというのがやはりあるので、この条例をつくることによって、本当に即効性があるのかというところまで持っていかないと、いじめとか暴力は、もう長引かせたらこじれていくので、できればその当日に、お互いの意見交換をしていくというのは大事だと思うんですけど、そ

ういったところの、条例をつくることによっての組織づくりというのが、まだまだちょっともっと煮込んでからの制定じゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

委員が懸念しているように、子どもの虐待などやいじめなどの事案というのは、早急に対応しなければいけないというところで、条例ができたことによって、効果という部分では、教育委員会であったり、児童相談所であったり、そういった関係機関にこの窓口があって、そういうことをきっちり周知していくこと、それで、子どもたちが意見を言える、相談できる窓口があるというところを知ってもらうというところが、まずあると思います。

また、この条例については、救済機関の設置だけではなくて、子どもの意見表明ですとか社会参画といった、大きな子どもの権利尊重に関する条例となっておりますので、そういった部分もですね、子どもたちに直接伝える機会などを設けながら、児童相談所の子どもたちにももちろん、そういった声を上げにくい場所にいる子どもたちに対しては、より手厚くですね、丁寧に情報を伝えていくような形を、大人同士で、組織同士できちっと連携を取りながらやっていければと思っております。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　あまり時間なくてどうしましょう。

ただいまの第７号議案に質疑をします。

最初に、結構長い間丁寧に調査をかけたりして、執行部の皆さんが努力をされたことで、今日議案審議ができるということについてはですね、ぜひ内容のあるものにしていきたいなと思っています。

「こどもの」という平仮名にした理由、議論されてやったと思うんですが、それを聞かせてください。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

今回、「こども」というのを平仮名にしたという部分はですね、こども基本法、また、沖縄県のこども若者計画に合わせた表記というところで、心身の発達の過程にある者というところを規定しておりまして、年齢に一律に区分けすることなくですね、広く子どもたちの相談ですとか、意見表明ができるような

機会を設けるということを考えまして、「こども」としているところでございます。
以上です。

○西銘純恵委員　本当に子どもが主体で、そして子どもの権利を尊重するということになるので、子ども自身が、私たちのことを言っているんだなというところで、私は評価したいと思うんです。
この条例制定に当たって、子どもたちの意見をどのようにして取り入れられたのかお尋ねします。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。
こどもの権利条例の制定に当たりまして、子どもの意見をやはり聞くべきという声はいろいろな方からありました。
それで令和８年１月にですね、県内の小・中・高校生、また配慮が必要な子どもたちにつきましては、子どもの居場所となるようなところと児童養護施設などの支援員の皆さんの協力も受けながら、アンケートを実施しました。あと、子ども若者モニターという、県の事業で応募いただいた方にもですね、併せてアンケートを実施しまして、2575件の回答をいただいたところでございます。
このアンケート結果をですね、県の事業で養成しました大学生ファシリテーターと高校生がワークショップを行いまして、この条例に意見を反映させようというところで、前文を中心に、今、子どもたちの意見を反映したところでございます。
以上です。

○西銘純恵委員　その子どもたちの意見が、条例は第18条までありますけれども、具体的に条文の中で何か触れている部分というのはあるんでしょうか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　特に分かりやすいところでは、やはり前文の部分ですね、そちらのほうに入れております。
子どもたちの意見としましては、やはり自分の意見、存在をそのまま受け止めてほしいという、否定しないという部分ですとか、安心感、あと守られるだけの対象ではなくて対等な立場として尊重してほしいというようなことがございましたので、そういったところを前文の後段のほうに、「私たちは、こどもと大人が、互いに信頼し、尊重し、協力しながら、こどもの権利を尊重する取

組を社会全体で推進していかなければならない」というような文言などでですね、取り入れたりしているところでございます。

○西銘純恵委員　附属機関ということで権利擁護委員会を設定していますけれども、独立機関としてできるかどうかの法的検討をなされたと思うんですよ。そこを詳しく説明していただけますか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

今回、独立性の担保というのが非常に御意見として多くいただいたところでして、法的な立てつけとしてですが、まず地方公共団体の組織及び運営に関する事項につきましては、憲法第92条において、法律で定めることになっているところでございます。

地方公共団体の長以外の執行機関につきましては、地方自治法上でですね、地方公共団体に置かなければならない執行機関として、例えば教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会というのが限定的に列挙されているというところです。

このため、子どもの権利を救済する機関を知事から完全に独立した機関として整備するのは難しいというふうに考えておりまして、先行している６つの県と同様に、今回附属機関での設置を提案させていただいているところです。

○西銘純恵委員　憲法にも定めがあると。地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるということだと思うんですけれども、そして、独立機関というのが先ほど教育委員会とおっしゃったんですが、独立機関は沖縄県も設置していると思うんですが、地方自治法で定める独立機関、９つですか、ありますか、答えてください。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

地方自治法第180条の５におきまして、普通地方公共団体で置ける執行機関としては教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員と公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会の９つとなっております。

以上です。

○西銘純恵委員　憲法に独立機関にはできないということで、附属機関ということで、どう委員会の独立性を担保していくかということが、細かく丁寧に、

今後、求められていくと思いますので、施行する中でいろいろ出てきたら、またそれを修正していくとか、改善していくという立場で条例を生かしていただきたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

平良識子委員。

○平良識子委員　このこどもの権利条例、まさに沖縄県で制定、ここまで持ってきたことに感謝を申し上げます。

やはりこの第１条の目的を達成していくためには、解決・改善をしていくということが最終的に非常に重要になってくるわけです。速やかなしっかりとした、そしてまたフレキシブルな対応をしていかなければならないわけですけれども、案件によりますが、１件当たりどのくらいのタームで解決、あるいは、附属機関の調査、審査、審議して、知事の勧告まで持っていく案件についても、課内・部内としてはどのくらいのタームの中で結論を出していくのかということを、まずはどのように考えているのか伺います。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

そういった意味では、相談を受けたものに対して迅速に対応していくというのは、重要だと思っております。

我々としましては、まず相談機関、窓口のほうでですね、丁寧に対応してそこで解決に向けていきたいというところではありますが、そこでは解決しないで、調査・調整に入って勧告までいくというところがあります。

どのぐらいかというのはなかなか正直申し上げにくいんですが、一例としまして、既に勧告を行っている長野県ですと、やはり１年以上ちょっとかかったというところで、その辺は課題であるというようなお話も伺ったところです。

我々としても、子どもはどんどん成長していきますので、早めに解決していくというところで、迅速性の担保というのはどういうふうにできるかというのはですね、すみませんちょっと今具体的な案を持ち合わせていませんが、権利擁護委員の皆さんとも調整しながらですね、どういうふうに進めていくかというのを調整していきたいと思っているところです。

○平良識子委員　具体的な案件が出てきた中でのしっかりとした調査と、そしてまた、どのような勧告を出していくのかという中での期間というのも大事で

すし、そしてまた一方では、まさに迅速な対応というのも、迅速な改善、解決まで持っていくことも大事ですので、そこは適宜しっかりやっていただきたいなと思います。

もう一つ、先ほどの質疑でもありましたけれども、運用の部分に関しては、この附属機関が設置された後に指針等で固めていきますということなんですけれども、知事からの勧告等が出た後に、それが実際どのようにして現場で、あるいは市町村、教育委員会も含めた、改善策、解決策、どのように対応されているのかということも、またチェックも必要になってきます。そこが一番大事な部分かなと思いますけれども、その後の、県の対応の次の解決に至るまでの、そこまでが仕事かなと思いますので、その辺りどのように考えていますか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　ありがとうございます。お答えします。

勧告後について、実際、具体的にそういった問題が解消されたのかどうかというのが、問題の解消というのが、取組で重要なことだと思っておりますので、勧告をした場合は、相手方にその状況をどういうふうに対応したかというのを求めていきたいと考えておりますし、実際相談をした子どものほうにも、問題の解消が図られているのかというのも確認していきたいと思っております。

それに加えて、そういった取組をですね、概要にはなりますが、個人が特定されないような形で、再発防止の観点もありますので、公表という形も取っていきたいと思っていますので、そういうことで進めてまいりたいと思います。

以上です。

○平良識子委員　期待しています。

ありがとうございます。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　質疑なしと認めます。

以上で乙第７号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時51分休憩
午後１時20分再開

○新垣新委員長　再開いたします。
午前に引き続き、質疑を行います。
次に、乙第９号議案沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
ただいまの議案について、こども未来部長の説明を求めます。
榊原千夏こども未来部長。

○榊原千夏こども未来部長　それでは、こども未来部の乙号議案について、御説明いたします。
３ページをお願いします。
乙第９号議案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の学級編制の基準を引き上げるなどの必要があることから、条例を改正するものであります。
以上で、乙第９号議案の説明を終わります。
失礼いたしました。
引上げと引下げを間違ってしまいましたので、ちょっと訂正させてください。基準を引き下げる等の必要があることから条例を改正するものであります。訂正いたします。
御審査のほどよろしくお願いいたします

○新垣新委員長　こども未来部長の説明は終わりました。
これより、乙第９議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　お願いしますね。第10号も一緒に提案されるかと思ったけど、第９号でやっておきますね。
35人以下から原則30人以下に基準を引き下げるというのは、遅きに失したというのか、もっと本当は基準を引き下げしたほうがいいというのが、やはり

全国的な国に対する要請はあると思うんですよね。今度、法改正、そして条例改正ということになっていますから、子どもたちの教育の現場というのが改善されるんだろうなと思って、お尋ねしたいのは、35人以下から原則30人以下ということは、従前あった施設の問題とか、職員体制、人数が増えるという問題がありますけれども、それはすぐ対応できるものなのかということと、もう一つ、国の財政援助というのは、どのようになるのかお尋ねします。

○三和秀樹子育て支援課長　お答えいたします。

今回の条例改正に伴い、学級編制基準の原則が35人以下から30人以下に見直しを行うものとなっておりますけれども、今回の条例改正について経過措置を設けておりまして、現にある認定こども園につきましては、令和14年３月31日、令和13年度末までの間は、従前の例、原則35人以下によるというふうな経過措置を設けてございますので、すぐにこの今回の学級編制基準の見直しに伴って各園で対応しなければいけないというものにはなってございません。

もう一点、御質問いただいた保育教諭が増員に伴って財政支援等があるかという点についてでございますが、もともと認定こども園ですとか幼稚園において、配置基準というものがありますけれども、その配置基準よりも超えて教諭等を配置する場合に、学級編制調整加配という、公定価格に加算がされる措置というのがございます。

今回、この学級編制基準の引下げに伴って、この加算についても、これまで要件が定員36人以上300人未満の施設が対象になっていたんですけれども、今回、31人以上300人未満に引き下げられておりますので、今回の学級編制基準の引下げに伴って職員配置を増やす場合は、この加算が受けられるように併せて見直しがされているところでございます。

○西銘純恵委員　県内で動きといいますか、早速今年度でもやる、次年度からでもというそこら辺の動きというのは、園のほうは国の動きを知っていると思いますから、そこら辺は情報はつかんでいらっしゃいますか。

今、加算がつくというのは、具体的に金額はどれだけなのかということもお尋ねします。

○三和秀樹子育て支援課長　今回の学級編制基準見直しに対応する各園の動きについてですけれども、私どものほうには、特に今見直しをするというような情報は入ってきておりません。

もう一点、加算をした場合の金額についてですけれども、この加算の計算と

いうのが、単価が幾らというような決め方ではないので、子どもの数が何人というのによってかなり変わってくるんですけれども、仮にということで、30人学級のところ、子どもが１人増えて保育士をもう１人置かなければならないとなった場合に、どのぐらい加算がされるかということでちょっとこちらで仮にシミュレーションしてみましたが、少なくとも保育教諭１人分の人件費以上の加算がなされるというふうには、私どものほうで試算をしたところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員　そうすると、施設問題といいますか、１クラス35を30にしたら１人分プラス増える形で、保育士１人分以上の加算が出るだろうとおっしゃったので、そしたら、逆に急いでそれに変えていくという考えになってくるのかなと思うんですけれども、結局は施設面積がどうなのかという問題があると思うんですよね。ゆとりのある造りをしていたところは、クラスを１つ増やすかとか、そういう関係だと思うんですが、５年間で基準をちゃんと充当させるということであれば、この５年間の間に、逆に施設増築とか、そういう問題も園では抱えていくのではないかと思うんですが、そこら辺はぜひ丁寧に、この35人というのを30人以下に速やかに持っていけるような形で、県としても進めていただきたいなと思います。話合いはこれからだと思いますが、考え方をお尋ねします。いかがですか。

○三和秀樹子育て支援課長　お答えいたします。

今回の学級編制基準の引下げに対応する方法としては、例えば、現行の施設で空きのスペースがある場合などは、そういったところを活用する場合もあると思いますし、委員がおっしゃるように、施設の改修等が必要になる場合というのもあると思います。そういった場合はまた別途、施設整備の補助というものを行っておりますので、そういったものの活用も促しながら、この５年間の間に適切に各園において対応なされるように、我々としても支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　質疑なしと認めます。

以上で、乙第９号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、こども未来部長の説明を求めます。

榊原千夏こども未来部長。

○榊原千夏こども未来部長　続きまして、４ページをお願いします。

乙第10号議案は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園の学級編制の基準を引き下げる等の必要があることから、条例を改正するものであります。

以上で、乙第10号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣新委員長　こども未来部長の説明は終わりました。

これより、乙第10議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員　先ほどの議案とどっち聞こうかなと思ったんですけれども、ここで出てくる主務養護教諭、新しくできた職業というか役職というかだと思うんですね。これ、特別な配慮を必要とする子どもたちのために創設されましたというところまでは理解しているんですけど、この資格要件だとか、どんな方が実際この役を担うのか、沖縄に何名ぐらい実際従事している方がいるのか、現場でどういう役割をしているのか、ちょっとその辺りをお聞かせください。

○三和秀樹子育て支援課長　お答えいたします。

まず、この法改正によって創設されたその主務保育教諭等について、どういったものであるかということを御説明いたします。

教諭の負担軽減ですとか、指導体制の充実を図るために、新たに新設された職になります。従前の教諭ですとか、その上には主幹教諭という職があるんですけれども、その間に位置づけられる職になりまして、授業などの教育活動も行いながら、教職員間の総合的な調整ですとか、若手への指導とかサポートな

どの役割を担うような職として新たに設けられるものになっております。今回の改正によって、設けられておりますので、今まだ何人いるということではないものでございます。
　以上です。

○喜友名智子委員　分かりました。すみません、私もちょっとこの職というか役割の方が、何かこう特性持ったお子さんのそばで、マンツーマンに近いような形でフォローする、補助みたいな役割なのかなと当初勘違いしていたんですけれども、今のお話を聞くと、先生方とか子どもたちとの接し方とか、全体的なところをつなぐ役割という理解でいいんですかね。

○三和秀樹子育て支援課長　委員おっしゃるように、特に個別の何かこう役割をするための職ということではなくて、教育現場のマネジメントとか、指導体制を強化するために設けられた職であるというふうに理解をしております。

○喜友名智子委員　学年主任とかね、小学校でのイメージだとすごく分かりやすいんですけれども、こども園の場合には、どちらかというとお子さんを見る保育士の数が増えてほしいなというところがあったものですから、ちょっとこの辺は運用が始まってから実態をまた把握して、必要な人員配置が強化できればいいのかなと思っています。
　今のお話だと、特に何か資格だったりそういうものがあるものではないんですね。

○三和秀樹子育て支援課長　既に現場では、今申し上げたような教育活動を行いつつ、教職員間のそういう調整ですとか、若手の指導をされている先生というのはいらっしゃると思います。そういった方が各園でその主務保育教諭に今回なっていくというふうに認識しております。
　以上です。

○喜友名智子委員　分かりました。ありがとうございます。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。
　山里将雄委員。

○山里将雄委員　少しだけ確認させてください。聞きながらですね、この主務

養護教諭というのは、これ義務ですか、もう必ず置かなければならない、それとも任意でということになるんですか。

○三和秀樹子育て支援課長　この主務保育教諭等の職については、義務ではなくて、置くことができる規定になってございます。ですので、園の規模等によって、必要があれば置いていただくものになります。

○山里将雄委員　これ県内の――これからなので、置くか置かないかというのはまだこれ分からないですね。

もう一つだけ。その文脈の中の一番上に、特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあると。そういうことで、今回のあれが、置くということになったと思うんですけど、この特別な配慮を必要とする幼児というのは、どんな子どもたちのことを言っているんですか。

○三和秀樹子育て支援課長　様々な配慮を必要とする子どもというのは増えているんですけど、多いかなと思われるのは、例えば、その発達について気になる子などが増えているというところかなと思います。

以上です。

○山里将雄委員　そうなんですね。小学校とかでもね、そういう状況ちょっと聞いていますけれども、県内でこれどんなふうに伸びていっているのかとか、幼稚園ですよ。そういうデータとかあるんですか。推移といいますかね、どういうふうに伸びていっているのか。

○三和秀樹子育て支援課長　今、委員の御質問は、発達について気になる子の数の推移というようなことでしょうか。

○山里将雄委員　どんなふうな増え方しているのかなとちょっと思っただけなので、細かい数字じゃなくても結構ですけれども。

○三和秀樹子育て支援課長　手元にはですね、いわゆる発達障がいの子の人数というのは、今持っていないんですけれども、そういう発達障がいの子を含む障がい児の保育所等の利用状況というデータがございまして、例えば障がいをお持ちの入所児童数が、令和元年度ですと1062人でしたけれども、これは令和６年度を見ますと2078人ということで、やはり近年、増加傾向にはござい

ます。
以上です。

○山里将雄委員　分かりました。ありがとうございます。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　質疑なしと認めます。
以上で、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

（休憩中に、補助答弁者の入替え）

○新垣新委員長　再開いたします。
次に、こども未来部関係の請願第２号及び陳情令和６年第63号外27件を議題といたします。
ただいまの請願及び陳情について、こども未来部長等の説明を求めます。
なお、継続の陳情等については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いします。
榊原千夏こども未来部長。

○榊原千夏こども未来部長　それでは、陳情等の処理概要について、お手元のタブレットに表示しております、請願・陳情に関する説明資料で御説明いたします。
２ページの陳情一覧表を御覧ください。
こども未来部関係では、継続請願が１件、継続陳情が19件、新規陳情が９件となっております。
初めに、継続陳情の処理概要に係る変更箇所を御説明いたします。
９ページをお開きください。
令和６年第63号クオータ制の導入で女性議員の増加を早期に進めることを求める陳情に係る処理概要について、次のとおり変更しております。
１行目、記事項１から４について、「国においては、令和８年３月に閣議決定された第６次男女共同参画基本計画にて、政治分野における男女共同参画を

推進するため、政党に対し、候補者の一定の割合を女性に割り当てるクオータ制等の自主的な取組の実施を要請するとしています。また、令和３年６月に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正され、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止策、地方議会を新たに男女共同参画の推進主体とすることなどが明記されています。県では、国に対し全国知事会を通して、諸外国においてはクオータ制の導入等により、女性の政治参画が進んでいる状況に鑑み、政治分野における男女共同参画推進法に基づく実効性ある取組を進めることを要請しているところです。」としております。

次に、11ページをお開きください。

令和６年第72号の３令和６年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情に係る処理概要について、次のとおり変更しております。

記事項９について、下から３行目、「令和８年度においても、」としております。

次に、12ページをお開きください。

令和６年第77号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を日本政府へ提出するよう求める陳情の処理概要について、次のとおり変更しております。

上から３行目の中ごろから、「令和８年３月13日に閣議決定された国の第６次男女共同参画計画においても、第５次計画と同様に、早期締結について真剣な検討を進めるとしております。」としております。

次に、19ページをお開きください。

令和７年第31号沖縄県から報道差別をなくすために、条例に差別的報道の禁止について条文の追加を求める陳情に係る処理概要について、次のとおり変更しております。

20ページをお開きください。

上から７行目、「このことから、県では、令和６年度に不当な差別の実態や県民の意識などについて調査を実施したほか、令和８年３月には沖縄県差別のない社会づくり審議会から答申を受け、不当な差別的言動の解消に向けて一層の広報啓発活動やインターネット・モニタリングの実施等について求められたところです。県としましては、答申をふまえ、差別のない社会の形成に向けた施策に取り組んでまいります。」としております。

次に、22ページをお開きください。

令和７年第71号の３令和７年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情に係る処理概要について、次のとおり変更しております。

記事項４について、上から10行目、「令和８年度においても、」としてお

ります。

次に、27ページをお開きください。

令和７年第100号沖縄県差別のない社会づくり条例の運用改善と罰則の導入を求める陳情に係る処理概要を次のとおり変更しております。

28ページをお開きください。

記事項１について、上から13行目の最後から、「県では、令和６年度に不当な差別の実態や県民の意識などについて調査を実施したほか、令和８年３月には沖縄県差別のない社会づくり審議会から答申を受け、不当な差別的言動の解消に向けて一層の広報啓発活動やインターネット・モニタリングの実施等について求められたところです。県としましては、答申をふまえ、差別のない社会の形成に向けた施策に取り組んでまいります。」としております。

記事項２、３についても、末尾の部分を、「県としましては、地域における課題に違いがあることを踏まえつつ、今後実施方法などについて検討してまいりたいと考えております。」としております。

次に、30ページをお開きください。

令和７年第103号選択的夫婦別姓に関する陳情の処理概要について、次のとおり変更しております。

上から５行目、「令和８年３月に閣議決定された第６次男女共同参画基本計画においても、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大やその周知に取り組むとしつつ、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めるとしております。国会においても、第217回国会で28年ぶりに審議が行われるなど、関係法律の改正の必要性を含め、今後更に議論が深まっていくべきものと考えております。県としましては、国に対し全国知事会を通して制度に係る具体的な議論を加速・活性化させるよう要請を行っているところであり、国の動向や県民各層の議論を注視しながら、ジェンダー平等社会の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。」としております。

次に、33ページをお開きください。

令和７年第131号の３令和７年度美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情に係る処理概要について、次のとおり変更しております。

34ページをお開きください。

記事項５について、上から８行目、「令和８年度においても、」としております。

次に、35ページをお開きください。

令和７年第146号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出に関する陳

情の処理概要について、次のとおり記載しております。

「選択的夫婦別姓については、国の第５次男女共同参画基本計画において、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めるとされておりました。令和８年３月に閣議決定された第６次男女共同参画基本計画においても、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大やその周知に取り組むとしつつ、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めるとしております。国会においても、第217回国会で28年ぶりに審議が行われるなど、関係法律の改正の必要性を含め、今後更に議論が深まっていくべきものと考えております。県としましては、国に対し全国知事会を通して制度に係る具体的な議論を加速・活性化させるよう要請を行っているところであり、国の動向や県民各層の議論を注視しながら、ジェンダー平等社会の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。」としております。

次に、41ページをお開きください。

令和７年第164号沖縄県差別のない社会づくり条例に自衛隊員等への差別を含む職業差別の禁止に関する条文の追加を求める陳情の処理概要について、次のとおり変更しております。

42ページをお開きください。

下から10行目、「県では、令和６年度に不当な差別の実態や県民の意識などについて調査を実施したほか、令和８年３月には沖縄県差別のない社会づくり審議会から答申を受け、不当な差別的言動の解消に向けて一層の広報啓発活動やインターネット・モニタリングの実施等について求められたところです。県としましては、答申をふまえ、差別のない社会の形成に向けた施策に取り組んでまいります。」としております。

続いて、新規陳情に係る処理概要を御説明いたします。

45ページをお開きください。

令和８年第36号クオータ制の導入で女性議員増を早期に進めることを求める陳情に係る処理概要を次のとおりとしております。

記事項１から２について、令和６年陳情第63号に同じとしております。

次に、46ページをお開きください。

令和８年第37号防災や災害時、復興の対策･運営等に女性の参加を求める陳情に係る処理概要について、次のとおりとしております。

記事項３について、県では、防災・復興における男女共同参画の推進について、現行の第６次沖縄県男女共同参画計画で、防災計画の段階から、女性をは

じめ多様な人々の視点が反映されるよう配慮することとしております。

また、国においては、令和８年３月13日に閣議決定された第６次男女共同参画基本計画で、防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化を掲げており、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画等、避難生活や復旧・復興の各段階における、地方公共団体の男女共同参画の視点からの取組を推進しております。

県としましても、今年度策定する第７次沖縄県男女共同参画計画（ＤＥＩＧＯプラン）において、防災計画等の意思決定の場への女性等の参画を反映させてまいりたいと考えており、今後、沖縄県男女共同参画審議会やパブリックコメントの意見等も踏まえながら検討してまいります、としております。

次に、48ページをお開きください。

令和８年第47号の３令和８年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の記事項８に係る処理概要を次のとおりとしております。

県では、離島や過疎地域をはじめとする低所得世帯の高校生の進学機会を確保するため、沖縄子どもの未来県民会議への負担金を通じて、令和４年度より大学等の受験や進学に係る渡航費用の支援を行っております。

現在、児童扶養手当受給世帯、住民税所得割非課税世帯または里親に委託若しくは児童養護施設等に入所している高校生を対象として支援を行っているところです。

近年の航空賃や宿泊費等の高騰による経済的負担の増加を勘案し、令和８年度から給付上限額の引上げを実施する予定としております。

支援対象者の拡大につきましては、持続可能な制度運用の観点を踏まえつつ、他の給付金制度の動向などを研究してまいります、としております。

次に、49ページをお開きください。

令和８年第53号沖縄県こども権利条例の策定及び実効性あるオンブズパーソン制度設計に関する陳情に係る処理概要を次のとおりとしております。

記事項１、２について、県では、令和７年10月に沖縄県こどもの権利擁護に関する検討委員会を立ち上げ、令和８年度中の条例及び沖縄県こどもの権利擁護委員会の設置に向けて検討を進めているところです。

条例の制定に当たっては、相談窓口を新たに設置し、子ども等からの救済の申出等に応じて、有識者で構成される委員会が、行政から独立した立場で調査･調整等を行い、知事に対し必要な措置を講ずることを求める仕組みを規定してまいります、としております。

50ページをお開きください。

記事項３、４について、委員会の委員については、児童福祉、人権等子ども

の権利に関し優れた識見を有する者を選定し、専門性を確保したいと考えております。

相談窓口については、子どもの権利擁護に係る専門的知識を有する相談員を配置するとともに、その資質の向上を図るため、必要な研修を継続して行ってまいります。

県としましては、子どもが安心して相談できるよう、相談体制の充実を図るため、必要な予算の確保に努めるとともに、こどもまんなか社会の実現に向け、引き続き取り組んでまいります、としております。

次に、51ページをお開きください。

令和８年第57号沖縄県差別のない社会づくり条例の改正または撤廃を求める陳情に係る処理概要を次のとおりとしております。

記事項１について、県では、全ての人の人権が尊重される不当な差別のない社会の形成を図ることを目的として、沖縄県差別のない社会づくり条例を施行しました。

条例第３条は、基本理念として、不当な差別のない社会の形成は、全ての人が、個人として人格及び個性が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として推進していかなければならないと規定しており、例示以外の事由による差別もしてはならないことを定めております。

県としましては、引き続き条例の下、不当な差別のない社会の実現に取り組んでまいります。

記事項２について、沖縄県差別のない社会づくり審議会は、条例第14条において５人以内の委員で組織すること、委員は学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命すると規定されており、委員の選任に際しては、沖縄弁護士会に推薦依頼する等しております。同審議会の委員は、県の附属機関の委員であることから、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則に基づき報酬等を支給しているところです、としております。

次に、53ページをお開きください。

令和８年第67号沖縄県におけるメディア誤報の放置及び行政の不作為に対する責任追及と再発防止策を求める陳情に係る処理概要を次のとおりとしております。

記事項１について、令和６年３月28日付の新聞報道の内容については、沖

縄県差別のない社会づくり条例の啓発チラシを県に許可なく転用等していたことから、県が口頭で厳重注意を行ったものであります。

記事項２及び３について、県では、報道機関からの取材については常に県政情報を的確に分かりやすく報道いただけるよう対応しているところであり、特定の報道機関だけに情報提供をすることは行っておりません。また、明らかな誤報があった場合については速やかに訂正を求めることとしており、正確な情報発信に努めているところです。引き続き適切な対応に努めてまいります。

事項４について、県は、公文書開示請求に対して、沖縄県情報公開条例及び同条例の解釈運用基準等に基づき開示するか否かを判断しているところです。引き続き適切な対応に努めてまいります、としております。

次に、55ページをお開きください。

令和８年第71号違法な沖縄県の条例運用が改善されるまで運用停止を求める陳情に係る処理概要を次のとおりとしております。

56ページをお開きください。

記事項１から３について、県は、公文書開示請求に対して、沖縄県情報公開条例及び同条例の解釈運用基準等に基づき開示するか否かを判断しているところです。

沖縄県情報公開条例に基づく開示請求については、同条例第10条に基づき、公文書の存否を答えること自体が、同条例第７条第２号により不開示とされている個人に関する情報を開示することとなる場合は、公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否できることとなっております。

また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっております。このため、公表前の段階において公文書の存否を答えることは、沖縄県情報公開条例第７条第６号及び第７号により不開示とされている審議、検討に関する情報等を開示することとなるので、公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否できることとなっております。

県としましては、引き続き適切な対応に努めてまいります、としております。

次に、57ページをお開きください。

令和８年第72号公表により初めて明らかにされる仕組みという根拠のない違法運用の指摘と条例運用の停止を求める陳情に係る処理概要を次のとおりとしております。

58ページをお開きください。

記事項１から３について、沖縄県差別のない社会づくり条例第11条第１項

に定める公表は、知事が、当該表現活動が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当するものであると認めるときは、その表現活動の概要及び表現活動を行った者の氏名又は名称を公表することで、どのような表現活動が差別的言動に該当するかを広く県民に周知することにより、その解消につなげることを目的としております。

公表に係る手続は慎重に行う必要があることから、同条例第11条第３項に基づき表現活動を行った者に対して意見を述べる機会を付与することとしております。

この意見聴取については、表現活動を行った者に弁明、反論及び自己に有利な証拠の提出の機会を保障する趣旨であることに鑑み、県では、公表に支障等のある意見が出された場合は、必要に応じ審議会に意見を聞くこととしております。

県としましては、引き続き、同条例等に基づき適切に対応してまいります、としております。

次に、59ページをお開きください。

令和８年第73号実名公表という不利益処分を啓発との詭弁による言論弾圧条例の即時運用停止を求める陳情に係る処理概要を次のとおりとしております。

60ページをお開きください。

記事項１及び２について、令和８年陳情第72号に同じとしております。

陳情の処理概要についての説明は、以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いします。

○新垣新委員長　こども未来部長等の説明は終わりました。

これより、請願等に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

比嘉忍委員。

○比嘉忍委員　48ページ。

新規の47号の３、処理方針で上限の引上げ等を求めているものに対して、上限を実施する予定ということであります。令和７年度の実績とですね、令和７年度の上限額が幾らで、引上げ予定の上限額は幾らかということで、質疑します。

○新城正志こども家庭課長　お答えします。

令和７年度の実績がですね、給付者数277人でございます。県内から県外への大学を受験する場合に給付しておりますが、上限額は10万円。あと令和７年度からは、離島から本島の大学を受験する場合にも、給付する区分を設けまして、その額は５万円となっております。

以上です。

○比嘉忍委員　答弁漏れで、引上げを実施するとなっていますけど。

○新城正志こども家庭課長　失礼しました。10万円の上限を15万円、５万円の上限を７万円に引き上げる予定としております。

○比嘉忍委員　これはちょうど陳情者がいらっしゃるんですが、その予定額というのは、この陳情者の皆さんとも調整されて決定している額ですか。

○新城正志こども家庭課長　こちらはですね、県民会議の事業となっておりまして、県民会議の理事会のほうで検討していくことになっておりますので、まだ、陳情者の方等との調整等は行っておりません。

○比嘉忍委員　こうした陳情が出てきているわけですから、そういったタイミングで、県民会議としても上げようということはいいことだと思うんですけれども、陳情者の皆様方がそれでいいなと納得できるような金額であれば、それでいいと思いますが、さらに上げたとしても、もうちょっと上げてほしいとかという思いだったら、またさらに陳情が来るおそれがありますので、その辺はしっかり陳情者の意見も踏まえてですね、対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○新城正志こども家庭課長　今委員がおっしゃったことも踏まえてですね、県民会議等で検討してまいりたいと思います。

○比嘉忍委員　それと、次なんですが、令和７年度でたくさんある差別のない条例です。令和７年度での第31号、第32号、第100号、第164号、それから令和８年で第57号とか新規でいっぱい出てきています。これ、今いろんな中身とかありますけれども、総じて同じような事案のことに対してのことだと思うんですが、分かりやすく簡潔に、説明していただけませんか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

陳情になりますが、差別のない社会づくり条例、不当な差別に当たる表現活動を行った者は、条例で公表措置等を行うことができることとなっております。すみません、個別の案件について詳しく説明することは、この場では控えますけれども、そういった手続にのっとって行っている案件についての手続の適正性ですとか、それに対しての公文書開示請求の在り方等を陳情の中で問われていると認識しております。

○比嘉忍委員　これは差別のない条例と言っておきながら、陳情者からしたら、本人見ていたらですよ、陳情者ね。自身が何か差別を受けているんじゃないかというふうに受け取られるんですね、紙面上。なので、個別の事案とかはあるかもしれませんが、非常にこの条例自体がうまく機能している、目的に沿っていると皆さん認識されているという事案ですか、これ。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　目的としましては、不当な差別の解消を目的としておりまして、それが究極の目的でございます。ただ、それを行うに当たって、啓発ですとか公表措置の手段があるということで、ただ一方で、憲法での表現の自由というところもございますので、それを侵害しないような運用というのをしっかりやっていきたいと思っておりますので、その手続の中には、意見を聞くというプロセスもございますので、そういったものを活用してしっかりと運用していきたいと考えております。

○比嘉忍委員　もうこれたくさんあって、総じて見るだけでは、この陳情者あるいはこの団体の皆さんからは、それがされていないというような感じに捉えられるわけなんですね。県として、差別を行わない条例という形になっているかもしれませんけれども、例えば開示を求めている、この根拠に基づいて、文書の存在を明らかにしないでできるとかというのを基に、求めていることが求められていないとかというふうになっているじゃないですか。もう一つは、またこの報道機関によって誤ったとされているとかというのを、間違っているのに、聞きに行ったら口頭で注意したとか、文書は残っていないとかということ。それってそもそも、そのこと自体が発生すること自体、矛盾していませんかとは思っちゃうんですね。なので、それに対しては、やはりこういった一つの事案だったかもしれません。たくさんのこういったものが出てきているということは、重く、やはり県としても受け止めてですね、こういった陳情が出た時点で適切に処理されれば、次から次へと出てこない事案だと思うんですね。

この皆さんが、そういうふうに思っているから、次から次へと出てくるということは、やはり問題あるんじゃないかなというのを強く受け止めて、今後改善なり対応していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

この条例につきましては、そういった県民の皆様が疑問に思うようなことについても丁寧にお答えしながら、不当な差別がないという状態を目指して取り組んでいきたいと思いますので、丁寧に対応してまいりたいと思います。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員　お願いします。

今、直前の質疑にもありました48ページ、第47号の３ですね。

給付上限額の引上げは検討しているということで、しっかり御確認をお願いしたいと思うんですけれども。陳情のもう一つ、給付対象者の拡大についてはどうでしょう。

○新城正志こども家庭課長　お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、こちら県民会議の事業でございますので、県民会議の理事会等を通じて検討していくことになります。県民会議の行っている事業につきましては、県民の皆さんからの寄附等を主たる財源として事業を実施しております。そのためですね、継続的な制度運用を図るという観点での議論が必要になるかと考えております。

そのため、支援対象者の拡大につきましては、安定的な財源の確保の方法であるとか、県民会議がほかにも給付型奨学金等の事業を実施しておりますので、そちらの支援対象者とのバランス、そういったことを考えて研究を進める必要があると考えております。そのためですね、もちろん離島生活においては、航空運賃や宿泊以外のすごい生活コストがかかるということは承知しておりますので、この事業に対する、この離島の方に対する取組は非常に重要であるというふうには、会議でも認識しております。

○米須清一郎委員　本当に財源確保とですね、その関係者の協議というのがしっかりないとできないことだと思うんですけれども、やはり情勢としては、基本的に厳しい物価高騰などですね、どんどん進んでいる中で、そういった中

で陳情もこうやって上がってきているということなんですけれども。方針の中に書いてもあります、給付金制度等研究してまいりますということなんですが、今ざっと我が県のですね、独自の給付型奨学金の要件を見ると、もうちょっとやはり対象基準、高いように思われるんですよ。世帯で幾らというような金額の設定になっていて、必ずしも非課税等というような、もうちょっと世帯での必要額というのを上げているのかなというような感じなんですけれども。ちょっと乱暴に言うと、同じようにできないかというようなふうにも、単純に思うんですけど、どうでしょうか。

○新城正志こども家庭課長　お答えします。

今委員がおっしゃったとおりですね、その他の給付型奨学金とか、いろんな制度があります。今想定しているのは、例えば日本学生支援機構が行っている給付型奨学金のようにですね、いろんな区分段階を設けている制度等ございますので、そういったものの動向を研究しながらですね、参考にして、支援対象者の拡大等について、同じように県民会議の中で検討していけたらなというふうに考えております。

○米須清一郎委員　我が県として、進学率を上げるという大きな目標も以前からあると思いますし、入れるかどうかというところの最初の調整の段階ですので、そこを何というんですかね、チャンスを広げるという意味合いで、もっともっと機会を与えるということはいいのかなと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次、移ります。

次のページの第53号なんですけれども、これ議案もあった関係になってくるかと思うんですが、いろいろな陳情が１から４ですね、出ています。処理方針は、どちらかというとアバウトな形で書かれているような感じなんですけれども、陳情自体はすごく細々していると思うんですよ。１から４までありますけれども。そもそもこの１から４ですね、中身が大事なんですけれども、規定するなり、ルールづくりとしてやろうと思えばできることなんでしょうかね。というちょっと大きなところからの質問になりますけれども。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

今回のこの陳情につきましては、記事項１、記事項２については、独立性の確保というところで、また県の内部の機関と分かれた形での委員会を設置することによって、独立性を担保するという内容かと思います。独立機関を設置す

ることについてはですね、地方公共団体の組織及び運営に関する事項については、憲法第92条によって法律で定めることになっているということがございます。地方自治法のほうでですね、具体的に、地方公共団体で置かなければならない執行機関というのが限定的に列挙されているところがありまして、県で知事とは完全に独立した機関としてこの救済機関を整備することは難しいというふうな整理の下、他府県と同様に附属機関で設置しているというところであります。

３番と４番につきましては、やはり救済機関というところもありまして、専門的な知見を持っている方々を位置づけるということについての陳情かと思います。そういった意味で、処理概要以外の取組としましては、まず、相談窓口については、外部委託を予定しておりますので、その中の仕様でですね、きちんとどういった資格ですとか、知識経験が必要かというのを提示しながら、そういった人材を確保していきたい。あと人材確保後はですね、きちっと研修を継続的に重ねられるようなことをやっていきたいというふうに思っています。

それ以外にですが、今回この条例を提案するに当たって、こども家庭庁のほうで、こういった救済機関を地方自治体が設置する場合の支援に関する事業というのもございまして、そちらの中にはですね、県外の様々なそういった救済機関のほうに携わっていらっしゃる有識者の方々もいらっしゃいます。そういった方々の御意見も伺いながら、相談体制ですとか検討委員会の運用についての指針というのを固めていきたいと考えております。

以上でございます。

○米須清一郎委員　具体的に見ると、１はそもそもそちらの方針と違うと思うんですが、そこをどういうふうな説明をしていくのか、どういうふうに、独立性というところですね。陳情者に、そういう見方に、声に、今も説明ありましたけれども、もっと具体的にですね、形にしていくのかなと思います。２もできないんですね。１、２は、今の時点でも条例案が上がっていますし、そういうふうになっていないということだと思うんですけれども、相談体制は外部に置く、そこで専門性も確保するというところもあるとは思うんですが、そもそも事務局というのが、コントロールじゃないですけれども、事務的に進めることからですね、この陳情者のものとは合わないものになっているんだと思うんですよ。そこを、事務局が県庁内に担当課内にありながら、陳情者が求める形をどうつくって、また理解してもらうということではなくてですね、言っていることを発揮していくのかということだと思うんですけれども。

いま一度、そういった中で、事務局は県庁内にある、条例はシンプルな条例

になっているけれども、陳情者が求めるもの、どういうふうに形をつくって発揮していくということになるんでしょうか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

そういった意味では、附属機関という設置状況の中で、どういうふうに独立性を担保するのか、実効性を確保するかという部分については、陳情者の方々とも今後も意見交換してまいりますが、そういった中で、組織の部分としましては、外部有識者の方で構成する合議体の機関があるということですとか、委員会の皆さんが実施する調査・調整の部分については、知事が直接、関与することはないということをですね、また繰り返し丁寧に説明していきたいと思っております。発意による調査ということもできますし、相談の窓口に寄せられた報告についても、全て委員会の皆さんにお伝えした上でやっていきますので、そういった形の中で、信頼を得られるような組織になるように、そういった陳情者の皆さんとも引き続きですね、意見交換もしながら、運営していけるようにしていきたいと思います。

以上でございます。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

新里匠委員。

○新里匠委員　お願いします。

まずは、53ページですね。陳情第67号についてでありますけれども、沖縄県におけるメディア誤報の放置及び行政の不作為に対する責任追及と再発防止対策を求める陳情なんですけれども、これについてですね、厳重注意という部分が書いてあって、処理方針がですね「沖縄県差別のない社会づくり条例の啓発チラシを県に許可なく転用等していたことから、県が口頭で厳重注意を行ったものであります。」とありますけれども、これは口頭で厳重注意なんですか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　当時ですね、口頭で職員がお伝えしたと確認しております。

○新里匠委員　これ厳重注意というものが、口頭でやることが、厳重注意ということに当たるかがちょっとよく分からないんですけれども、沖縄県ではそういうことになっているんですか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　口頭で注意したというところでございますが、まずは、この法的な強制力を持たないところで、特に処分とかではなくてですね、事実上の口頭の注意ということで行ったというふうに聞いております。

○新里匠委員　それを厳重注意というふうに沖縄県では言っているのかと聞いています。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、委員長から説明員に対し明確に答弁するよう指示があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。
大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　当該厳重注意は、県の著作物を無断で使用等していることを知り、当該無断転用したチラシの配布を即刻中止していただくため、電話にて注意を行ったものであり、法律行為ではなくて事実上行ったということです。

○新里匠委員　いや、だから、沖縄県でいうところの厳重注意は、法律とかではなくて、言葉で言うことに対しても厳重注意というんですかと言っています。そうなんですか、規定上。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　県の規定上、この厳重注意というところが定められているというところではございません。

○新里匠委員　じゃ、何をもって厳重注意というふうに言っているんですか。これ新聞が厳重注意と書いたから、県はそれを厳重注意と言っているんですか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。
当時、マスコミから取材を受けて、厳重に注意をしたというところを回答し

たということで、そこに文書等は残っておりませんが、その事実についてですね、当時その部分について誤り等は確認できなかったということです。

○新里匠委員　よく分からないんですけど。陳情の要旨の中にですね「令和６年３月28日の沖縄タイムス紙面において、当時の沖縄県女性力・平和推進課が当団体の代表者に対し、厳重注意という法的処置を行ったと報じられた」とあるんですけれども、これは事実ですか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。
　質問の、要旨のところに「厳重注意という法的処置を行ったと報じられた」と書いてございますが、実際の当時の記事を確認しますと、特に法的処置を行ったということでの記載はありません。

○新里匠委員　すみません。今、その記事お持ちですか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　持っております。

○新里匠委員　ちょっとその部分を読んでもらっていいですか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　「県女性力・平和推進課は、県が活動を認めているような誤解を与えると厳重注意し、今後使わないように求めた」と書いてあります。

○新里匠委員　ではですね、この要旨のほうについては、この厳重注意をしたという部分が事実かというふうに、開示請求をやったというふうに書いてあります。そこでですね、県からの回答は、公文書不存在という回答が来たと書いてありますけれども、この公文書不存在というのは、どういったときに使われるんですか。回答としては。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　請求されている文書が存在しないという場合に、不存在ということであります。

○新里匠委員　沖縄タイムスからの取材に対してですね、これは厳重注意処分があったということを答えていますよね。答えている中で、この公文書は不存在だということを、請求者に対しては言っているわけですよ。矛盾してないで

すか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　請求されている文書がですね、沖縄タイムスに掲載された記事について、内部で認定して決裁した一切の記録ですとか、内部の検討過程を記録した文書ということの請求でしたので、それについては、文書というのは当時作成しておらず、不存在ということで回答しております。

○新里匠委員　これは、厳重注意処分についてはあったけれども、その文書を作っていないから、公文書不存在というところで答えていると、この物理的なところを言っているわけですか。物理的な意味での、公文書がないですよということを言っているんでしょうか。今の説明だと。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　公文書開示請求ですので、文書があるかないかというところなので、それがございませんので、不存在ということで回答を差し上げております。

○新里匠委員　この請求者はですね、十何件もの開示請求しているというような話もありますけれども、それは全てその公文書があるかないかと、物理的に作ったのか作っていないのかという部分での、公文書がないということでよろしいんでしょうか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　今陳情に上がってございます、当初のタイムスに関する陳情と、それ以外の陳情というのは、ちょっと事案が違いますので、この令和６年の報道に関する案件については、不存在ということで、回答差し上げております。

○新里匠委員　57ページ、令和８年第72号についてでありますけれども、弁明の機会についての話があるんですけれども、要は、不当な差別に対しての啓発であるというような話があって、この啓発というものについてですね、これは公表することが啓発なのかというような疑問があって、そこでこれどうにかしてくれという陳情でありますけれども、この弁明の機会を与えるに当たって、違反の理由の開示はされていますか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

一般的な手続としまして、条例第11条第３項及び施行規則第６条に基づき発出される意見陳述通知書におきましては、予定される公表の内容及び公表の理由において、対象となる表現活動、不当な差別的言動として、公表等の対象となるものの日時、場所、内容、氏名、理由を示しております。

○新里匠委員　それを適切に指摘をして、それで、それについて弁明の機会を与えたわけですか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　すみません、ちょっと個別の事案ではなくて、そういった案件が発生しましたら、今申し上げましたものを記載した文書を通知しまして、意見を述べる機会を付与しているところでございます。

○新里匠委員　陳情者はですね、これが明らかにされていない中での弁明を求められたので、要はそれを解消してくれと言っているわけですよ。これ、誰が違反していると決めているんですか。県ですか。違反というまでの、手続の流れを教えてください。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　プロセスですけれども、まず県は、不当な差別的言動があった旨の申出等があった場合において、公表等の措置を講ずるに当たって、沖縄県差別のない社会づくり条例第11条第２項に基づき、審議会の意見を聞くこととしております。審議会において、申出等に係る表現活動が、条例第10条で定義する不当な差別的言動に該当するか等を調査・審議し、県に答申することとなっております。また県は、公表等の措置を講ずるに当たっては、あらかじめ、当該表現活動を行った者に対して、条例第11条第３項に基づき、意見陳述の機会を付与しなければならないことになっております。審議会への意見聴取と意見陳述の機会を付与した上で、最終的に、県として不当な差別的言動に該当するかどうか判断するものとしております。

○新里匠委員　これ、公表等の措置の手続は、決められたことではなくて、今それをやるかどうか、確認をしているというところですか。まだ決めていない、公表すると。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　すみません。個別の案件につ

いては、お答えすることはできないんですけれども、県が判断した上で、ホームページで掲載して公表するという流れになっております。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、新里委員からこの案件について公表すると決めているのかどうか、はっきり回答するよう求めがあった。）

○新垣新委員長　再開いたします。
大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　繰り返しで申し訳ございませんが、個別の案件については、こちらでお答えすることができません。意見陳述の付与から意見を出された上は、また、改めて審議会にかけるなどして、最終的に県で判断してまいります。

○新里匠委員　57ページを見てください。これ、公表により初めて明らかになるということを書かれているんですけれども、この運用というのは、どういう根拠に基づいてやられているんですか。そういうこの条例なんですか、これは。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　条例第11条に基づいて公表の措置が定められておりまして、私どもその条例に基づいて、適切に処理をしてまいりたいと考えております。

○新里匠委員　これ、不利益処分に当たりますよね。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。
沖縄県の行政手続条例第２条で定める不利益処分というのはですね、行政庁が条例等に基づき、特定の者を名宛人として直接にこれに義務を課し、また、その権利を制限する処分をいうとされております。例えば許可を取り消したり、一定期間の営業停止を命じたりする処分ということで言われております。この条例に基づく公表措置は、広く県民に周知をすることにより、差別の解消につなげることを目的としております。公表を行うことは、表現活動を行った者に対して、直接に義務を課したり権利に制限をする処分には該当しないこと

から、この行政手続法にいう不利益処分には該当しないと考えております。

○新里匠委員　いやいや、これ個人の名前をさらしてですよ、その人の名誉とか、いろんな周りに与える影響とか、そういうものをやるのに、不利益処分じゃないというのは、ちょっとなかなか、説明が伝わらないんですよ。それを、この条例というのは、盾に、個人攻撃を暗にやってもいいと。これ慎重にならないといけないのに、それについても、この陳情内容の要旨を見るとですね、これちゃんと説明してくれというような話があるのにもかかわらず、不存在という部分、文書の不存在を理由に、理由を出していないわけですよね。それの、この条例は本当に大丈夫なものなんですか。法的に何か後で、上位法なりをもって法的措置されるとか、やられるんじゃないかなと思うんですけれども。これ、そういう訴訟の提起とかはあるんですか。今現在。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　訴訟の提起については、すみません、お答えはできませんが、不利益を与えるということにつきましては、氏名を公表することにより当該公表を起因として、その者が一定の不利益を受ける可能性は否定できないというところです。一旦公表を行った後では、その者の社会的評価ですとか、信用を回復する手段が限られているということは認識しております。公表に係る手続は、慎重に行う必要があると考えておりますので、意見を述べる機会を与えるですとか、それ以外にも丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○新里匠委員　すみません。丁寧に対応するというところであったので、この文書の不存在については、少なくとも言われている本人に対しては、明らかにされるべきだと思うんですけれども、それやっていただけるんですね。丁寧にやるということなので。第三者から、これ、求められているものじゃないでしょう。本人からですよね。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

公文書開示請求につきましては、沖縄県情報公開条例に基づき、対応を判断しているところでございます。個別の事案については、今お答えはできませんけれども、そういった沖縄県情報公開条例に基づいて、適切に対応しているところでございます。

○新里匠委員　いやいや。丁寧に答えると言ったから、指摘を受けている方が

疑問に思っていることは、答えるべきじゃないのと言っているんだけれども、それを、沖縄県情報公開条例に基づいてやっているからというのは、ちょっと納得し難いですよ。丁寧にやるんだったら、個人の名誉に関わることなので、そこについては、ちゃんと問われたことは答えるべきだと思っているんですよ。そこを答えてくださいと言っているんですよ。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　条例に関するお問合せですとか、疑問につきましては、特定の案件に限らずですね、必要に応じて直接説明することも含めて、対応してまいりたいと考えております。

○新里匠委員　すみません。沖縄県行政手続条例の第28条を確認したいんですけれども、これあったら、読んでもらっていいですか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　沖縄県行政手続条例第28条、「行政庁は、弁明書の提出期限までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。第１号、予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項、第２号、不利益処分の根拠となる事実、第３号、弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）」となっております。

○新里匠委員　これ、弁明の開示までに何日あげていますか。相手に対して。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　今申し上げたのは、行政手続条例のものですけれども、この差別のない社会づくり条例に関する意見陳述の提出につきましては、条例に特に定めはありませんが、おおむね２週間ということで期限を定めて発出しております。ただ、本人からまた延長等の申出があれば、それに応じることも可能となっております。

○新里匠委員　今回の措置、差別的言動に該当するというふうなところについての事実についてですね、これ間違っているんじゃないかという部分の中で、県内に住む外国人に対してというところについての不備であると。要は、不当な差別的言動だということについての指摘ですよね、今回は。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

第11条では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動というところで定めておりまして、特に居住要件等は、この条例では定めておりません。

○新里匠委員　この陳情者におかれてはですね、事実についての疑義があるので開示請求を出しているわけですよね。それを、文書不存在だと言っている。そこでですね、この弁明の機会を２週間与えたというんですけれども、今、弁明の機会の日はいつなんですか。延ばされているんですか、これ。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　大変申し訳ございませんが、個別の案件については、答弁は差し控えさせていただきます。

○新里匠委員　これ、だけど個別って言いますけど、要は、今まさに動いている案件だから答えられないという意味の個別ですよね。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　繰り返しで申し訳ございませんが、動いているとかいうところではなくて、個別の案件についての期限が延長されているかとか、そういったことについては、お答えできないというところでございます。

○新里匠委員　個別の案件と言って、陳情で出てきているので、それも審議できないと。これ個別だよね。個別案件、まさにそのことについて陳情が来ているわけですよ。

○島津典子こども未来統括監　ただいま陳情が何件か出ておりますけれども、県において、一般的にですね、この当該条例に基づいて今手続を進めている場合は、この今の処理をしている状況について、公にすることによって不利益を被る場合もありますので、今やっている行政の事務手続においては、個別事案に関して、この委員会においてもお答えはできない、個別案件についてはお答えできないというところでおります。

○新里匠委員　いやいや、これ公表して初めて分かることなんだよ。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、委員長から議論が平行線をたどっているため、所管事務等

に値するかどうか、委員長において整理するとの発言があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。
新城正志こども家庭課長。

○新城正志こども家庭課長　冒頭、比嘉委員への答弁で訂正がございますので、訂正させてください。
離島から本島を受験する学生さんの旅費の引上げをですね、５万円から７万円とお答えしていましたが、正しくは７万5000円を予定しているということでございます。
以上です。

○新垣新委員長　訂正ですね。
ほかに質疑はありませんか。
喜友名智子委員。

○喜友名智子委員　幾つかちょっと聞かせてください。まず現状を確認したいという意味で、13ページのワンストップ支援センターのほうですね。
陳情が令和６年に出ていて、処理概要を見ていても、14ページのほうに令和７年度から新たな受託事業者となっているということで、体制の変更があると。体制変更になってからも、もう１年以上たっているのかなと思うんですけれども、ちょっと状況が随分変わっていて、陳情が出た当時と、かなり情報が古くなっているんじゃないかなと思います。最新の情報を、この処理方針以上にですね、令和８年度がどんな体制で運営していたのか、ちょっと現状を教えてください。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　すみません。処理概要とちょっと重なるところもございますが、令和７年４月からですね、新たな受託業者となりまして、その受託業者の責任者が週に二、三回現場に足を運んで、職員スタッフと意見交換、情報共有をしているところということで聞いております。陳情が出た当時とは体制も変わりまして、現在は職員とコミュニケーションを密に取りまして、順調に業務が進んでいると聞いております。また、女性力・ダイバーシティ推進課の担当と担当班長も、毎月１回以上ですね、ワンストップ支援センターに足を運んで、現状の確認等、特に課題等があればすぐに相談に乗って、課題解決を図るといったような取組もしておりますので、

今は順調に進んでいるというところです。
以上です。

○喜友名智子委員　陳情の中には、当時、受託をしていた団体、看護協会さんですね。記事項の中に、不当解雇された７名中３名ということで、具体的に記載はされています。今、この関係者は、まだ引き続きこの事業で業務をなさっている状況ですか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　当該７名につきましては、今は、こちらに在職していないということです。

○喜友名智子委員　特に、何か県のほうが訴えられているとか、こうしてくれという要望書が県に出ているとか、何かそういった引き続きのやり取りもまだあったりします。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　現在は、特にそういったものはございません。

○喜友名智子委員　分かりました。ありがとうございます。
次が、46ページの防災対策のほうなんですけれども、記事項が３番目しか載っていないんですよね、ここ。１、２は別の所管の委員会に回されていると思っていますけれども、１と２読み上げられますか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　１が「災害給付金など、災害時における国や自治体からの支援金や給付金などは世帯単位ではなく、当事者に応じた対応とするよう見直すこと。」２が「自助、共助、公助の在り方を見直し、行政や専門諸機関、ボランティアなどのネットワークを形成し、その意思決定の場に女性や多様性を持った当事者を参加させること。」となっております。

○喜友名智子委員　分かりました。
恐らく所管の委員会でですね、これに対する処理概要も恐らく出ているかと思います。これもここに記載をしていただきたいんですね。こちら参考資料として。なぜかというと、この文教厚生委員会に回ってきているのが記事項３なんですけど、記事項３は、記事項１と２の項目を盛り込み生かすことと書いて

あるので、１と２の内容が分からないと、３だけで議論できないんですよ。だから、今の内容を聞いた上で、３をＤＥＩＧＯプランに載せるのが適切かどうかという議論につなげたいので、ぜひ次からでいいので、参考資料として、記載をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○榊原千夏こども未来部長　今の件につきまして、議会事務局とルール等について確認して、適切に対応してまいりたいと考えております。

○喜友名智子委員　すみません、何かもらい事故みたいな質疑して。

その上で処理概要を見ると、全否定はしていないような記載をしています。ＤＥＩＧＯプランは、今年度中に策定の予定ですよね。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　第７次ＤＥＩＧＯプランは、今年度策定することとなっております。

○喜友名智子委員　陳情があった内容の議論が、例えば庁内だとか、専門の審議会があるのか、具体的に議論に上がるのは何月頃になりそうなんでしょうか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　審議会を立ち上げて、第１回を７月中に開催を予定しております。それから、随時その審議会等々の中で話し合われるというところで、具体的にいつというところまでは、今お示しできませんが、７月以降というところでございます。

○喜友名智子委員　分かりました。ありがとうございます。

次が49ページ、先ほど議案でも上がってきていました、こどもの権利条例の部分です。

先ほどの議案のところで、あらかたほかの委員の質問とも併せて、陳情の内容についてもカバーできたかなと思ってはいるんですけれども、２点ですね、改めて聞きたいことがあります。

この独立した擁護委員会が、議案のときの質疑にもありましたけれども、ほかの機関ですね、陳情の中に出ている教育委員会や学校、それから質疑の中では、児相という言葉も出てきました。要は、子どもが関係するほかの機関に対して勧告するのが知事で、擁護委員会としてはそこに提案をできるというふうにはなっています。ただ、独立して、相当強力な立場で子どもの意見を受け止

めて調査もするという立場のときに、今言った教育委員会だったり、学校だったり、児相だったり、ほかの機関に対して強制力みたいなものはないわけですよね。だからそこの部分で、ここの委員会で議論して必要だと思って提案したことが、それ以降の段階になったときに、やはり薄められることがないのか、そういう意味での、この委員会の役割と位置づけ、独立性というところの担保をどうしているのか。この陳情の処理概要に応えるような形で、改めてお聞かせください。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

独立性の担保と実効性の担保というところを我々も非常に重要視しております。陳情者の皆様は、行政機関がこういった子どもたちの意見をないものにしたりとか、行政機関同士でですね、かばい合ったりするのではないかということを非常に心配されているということは、我々も意見交換の中で認識しているところです。ですので、そこはもう信頼関係を積み重ねていくしかないかなとは思っておりますけれども、具体的にはやはり、調査・調整に関することについては、知事が意見を述べるようなことはないということもありますし、実際、調査・調整の結果、委員会としての意見を知事に提示するときに、その提示する内容がですね、例えば県の児童相談所に関することであったりする場合も、もしかしたらあるかもしれません。それはそういう意味では、県の機関ということになりますけれども、そういった意見があった場合については、知事はやはり、委員会からの意見を尊重してですね、県の機関に対してそういった是正をきちっとやっていく。そういった勧告等してくださいというような意見があったことについては、公表していくということで、取組をすることが、この陳情者から求められていることに対して応えていけるものじゃないかなというふうに考えているところです。

○喜友名智子委員　ありがとうございました。

すみません、独立性ということが、ちょっと言ってしまったんですけれども、委員会の権限という視点ではどうですか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　委員会の権限としましては、やはり独立性の担保という部分で一番大きいのは、委員会の発意による調査・調整という部分だと思っています。その部分で、相談窓口のほうで、子どもたちの意見をきちっとアドボケイトしながら、何を求めているかというのを把握した上でですね、その部分をちゃんとコーディネーターを介しながら、コーディ

ネーターも一緒になって擁護委員会に伝えることで、問題の本質というのをきちっとつかまえた上でですね、実際子どもたちは、自分が権利の侵害を受けているかどうかというのを気づいていない場合もあると思いますので、そういった声を漏らすことのないように、大人が、相談窓口なりコーディネーター、権利擁護委員会がそれを受け止めてですね、しっかり調査をしていくというところが、やはり独立性の担保につながっていくのかなと、実効性につながっていくのかなと考えています。

以上です。

○喜友名智子委員　次の50ページなんですけれども、記事項の４番。

障がい児への専門的対応能力の強化と。どれくらいの件数の相談が寄せられるかというところも、ちょっと職員の皆さんの体制も気にはなるんですけれども、その中でもやはり障がい児という、また別の対応が恐らく求められるであろうというところは、最初からどのように対応できるのかというところは非常に気になるんですね。ここの人の配置については、今のところどういう想定でいるんでしょうか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

障がい児に限らずですね、要配慮というか、配慮しなければならない子どもの対応というのは、気を遣っていかなければならないと思っています。そういう意味では、権利擁護委員の方だけでは難しい場合も出てくるかもしれませんので、そういったときには、専門の方を招集してですね、意見を伺ったりしながら対応していくというふうに、今、考えているところです。また相談窓口については、いろんなケースがあると思いますので、それに備えた研修等を幾つかやってですね、対応ができるような形にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○喜友名智子委員　ありがとうございました。

59ページの73号ほか、差別のない社会づくり条例関連の陳情なんですけれども、ちょっとやはり事実関係の流れが、これだけ陳情が上がってくると整理をするのが非常に悩ましいなと思っています。

ただ、１つ確認をしたい点がありまして、県が先ほど来、個別の事案には答えられないと言っている部分なんですけれども、すみません、理解が間違っていたらちょっと整理をしていただきたいんですが、今、公表をするべきかどう

かという判断をしようとしている途中にあって、そうすると今、当然個人名だとか、要は個別のことは、なかなか県のほうからは言ってしまうと特定されるという懸念を行政として持っていると思うんですよね。そういう意味で、個別の事案には答えられないと言っているという理解でいるんですけれども。正しいですか、間違っていますか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

一般的な理解としては、そのようなとおりになります。

○喜友名智子委員　一般的なと答えざるを得ないというのが、今の皆さん方の立場なんだろうなと推察をいたします。

ただ、現実を見ると、そうではない状況になっているわけですよね。だから、個別の事案には答えられないと言っているけれども、陳情内容を見たり、そのほかの社会の現実を見ると、そうではないというところの難しさはあると思います。ただ、確認をしておきたいのは、県が、特定の個人が分かるようなことで公表をしている案件ではないということですね。ごめんなさい、陳情の、タイムスが報道したという、電話で注意したというものはちょっと置いといて、あれはもう別件扱いとして、それ以降の陳情に関しては、県がもう既に公表をしたり、何か個人名を特定したということをやったんですか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　これまで、この条例に基づいて概要等を公表したのは２回ありまして、令和７年３月と令和８年３月に公表したものがございます。

以上です。概要だけの公表になります。

○喜友名智子委員　分かりました。

今の答弁も含めて、事実関係の整理だったり、ちょっと理解をしていかないと、なかなかこれだけ大量のことを議論していくのは、ちょっと大変だなと思っていますので、事実確認だけでした。ありがとうございます。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　お疲れさまです。

今の喜友名さんがやった以降の、整理をするというところで要望をしたいと思うんですけれども、県が取ったのが、情報公開条例やこの条例との関連で、処理方針書いているんですよね。陳情者の方は、陳情者の立場で書いている。これ問題点が分かりづらいので、対比した形での整理ができるんでしたら、表でもつくることができたら、ぜひつくってもらって、また後日、審議ができるのかなと思うんですが、それは難しいですか。

結構複雑なので、ぜひ、そういうことができたら、どこに何が問題があるのかと。条例に違反しているのか、そうじゃないのかというところがね、相手は、陳情者は、違反しているという形で来ているもんですから、なかなか判断がしづらいなと思って、それを要望したいと思います。

それでは、陳情49ページの令和８年第53号の、こどもの権利条例のところでお尋ねします。

先ほどこどもの権利条例、議案質疑しましたけれども、陳情者の記事項の２ね。擁護委員会のほうが、ちゃんと調査活動が担保されるかというところで、やり取りやっていますけど、忖度なく調査・勧告を行うことができる権限を条例に明記し、救済の実効性の担保という要望をしていますが、処理概要は、調査・調整、独立した立場で調査を行って、知事に対しても、必要な措置を講ずることを求める仕組みを規定していくということになっていますけど、今条例の中で、県の責務、県民の責務、保護者の責務、学校設置者の責務、事業者の責務ということで、第４条から第８条までそこにあるので、委員会のほうが調査を求めたときに、責務を負っているので、答える責務というのかな、調査に従うとか、そういうことも含めて、この中で増えているのか。そうじゃなければ、別の規定というのは、何になるのかというところちょっと、具体的に条例規則、いずれかで明記できるのかどうか、お尋ねします。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。

今、県の責務から始まる責務に関する条項につきましては、こどもまんなか社会の実現に向けて、それぞれの立場でですね、子どものためにできることについて努めていくことを定めている部分となっております。今、陳情者が求めている、忖度なく調査・勧告を行うことができる権限を条例に明記しという部分には、これは当たらないと考えております。

実際、委員会が行う調査・調整につきましては、法的な強制力というのはないと考えております。御協力を求めながら進めていくところでして、そういった意味では、強制力がなくなる、先ほど小渡委員からもありましたけれども、そういうことが強制的にできないからといって協力してもらえないというので

は困りますので、我々としては、できる限りですね、この条例の趣旨などを説明していきながら、協力を求めていくということで対応していきたいというふうに考えております。
　以上です。

○西銘純恵委員　これは担保がない感じがしてね、まだやはり懸念するわけですね。だから、これから規則をつくるということであれば、調査を求めたときには協力する、応じるものとするとかね。そこら辺が規定できないのかなと具体的に思っているんですが、それは皆さんが規則をつくるときの法制の関係があるので、ぜひ研究して、いろんな県条例、それを具体的にやるのは規則の中で定めて、何ていうのかな、第三者が見ても公平に見える規則というのはあるわけですよ。だけど、今話された独立性をどう実行するかという、調査権限をどうするかというところでは、やはり曖昧なんですよね。だから、規則のほうでそういう協力をするものとするとかね、調査には応じるものとするとかね、そういうところが必要ではないのかなと思うんですが、いかがですか。

○知花弘恵こども若者政策課こども企画監　お答えします。
　今、西銘委員からの御要望についてですが、今回のこの調査・調整については、やはり法的に強制力を課すことができるのは、難しいかなと考えております。ただ、実効性のあるものにしていく必要がありますので、そこは条例の趣旨をしっかり説明していくことと、粘り強いお願いと、あと、勧告等がなされた場合について報告を求めることで、公にそれを示していくというか、県の委員会の取組というのを示していくというような形を取っていきたいというふうに考えております。
　以上です。

○西銘純恵委員　委員会の調査権限そのものが強制力はありません、できませんということであればね、その調査そのものが、実効性があるのかというところで、規則の中に何らかの協力を求めるとかね、文言は幾らでも生かせると思うんですよね。そこをぜひ検討してもらって、できたら、規則の中に何らかの形で明記していくと。どういう文言にするかというのは、いろいろ検討されなければならないとは思うんですよ。でもそういうことがなければ、勧告というのも最終の、結構厳しい事例だと思うんですよね。勧告を出す以前に、相談事がたくさんあるというものに対する調査がね、その事例、いじめを受けたとか、体罰を受けたとかというものについて、学校現場のほうが協力を積極的に

やれる体制になければね、管理者もそうだと思うんですよ。自分の学校の教職員を、やはりちゃんと守りたいなというところも当然あるでしょうし。だから、何らかの形でそういう調査が来たときには、解決に向けて、その問題がどこにあるのかという真相の解明に向けて協力に応じるものとするとかね、何らかのそういうのはできるだろうと私は思いますので、ぜひ知恵を働かせて、規則の中で触れられるようにしていただきたいなということを今のところ要望して、また規則、審議のときに、皆さんやっていただきたいなと思います。

それでは次、45ページの令和８年の第36号、クオータ制の導入のところですけれども、日本が本当にジェンダーギャップ指数で、もう恥ずかしい最下位に近いところにあるというところで、特に政治分野でのギャップが大きいんですよね。この陳情者がですね、130か国以上が導入しているクオータ制があるといっていますけど、クオータ制というのがどんな、例えば比率とかそういうのも、皆さんつかんでいるのかどうかですけどね。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

海外でクオータ制を導入している国というのが、今把握しているものでは、メキシコの下院で48.2％、フランスの下院で39.5％、イギリスの下院で33.8％などとなっております。

○西銘純恵委員　全ての国ということはないと思いますけれども、ただ、５割近いとかね、３割以上というのが大体だと思うんです。やはり積極的にギャップをジェンダー平等にしていこうということを進めているのであれば、３割以上というのは当たり前だと思うんですよ。沖縄県も本当に県議会で16％、20％に満たない、市町村議会もそういう状況。女性が１人もいないということであれば、やはりクオータ制についてね、積極的に沖縄県でも決めていくということができるのではないのかなということで、私はそう思っています。

クオータ制について、結局、県の考え方というのは、令和６年の陳情第63号ということもあるといっていますけれども、少なくとも男女比率どうするとかということも、ＤＥＩＧＯプラン、それで検討していく、明記していくということもあるんでしょうか。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　次期のＤＥＩＧＯプランは、今年度作成してまいりますが、処理概要にもございますように、県としましては、政策や方針の決定の場に男女が共に参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要であるとの認識の下、第６次沖縄県男女共同参画計画に基づい

て、政治分野における男女共同参画についても、啓発活動などを行うとともに、他県の動向等を含めて、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員　次の46ページの第37号は、ＤＥＩＧＯプランを審議する男女共同参画審議会があるということですが、その男女の構成比、どうなっているかお尋ねします。

○大城美千代女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

最新の第８期委員ですけれども、15名中８名が女性ということで、女性が53％という状態です。

○西銘純恵委員　本当に安心しました。肝腎なところで、５割以上占めているということはね、やはり努力されているなということを思いました。

この陳情の中でね、災害時の問題で、やはり女性の避難やそういうものに対する意見が取り入れられていないんじゃないかと、避難所などでのミルクとか更衣所とか、トイレとか、セクハラ、いろいろあるという状況の中でね、やはりどういうような災害のときの避難所をつくるかというのも、やはり女性の自らの立場で意見を言うというところがないと、なかなか気づかないということもあると思いますので、審議会、５割を超えているということで安心しました。

33ページ、令和７年第131号の３の34ページのところの、５歳児健診の実施についてお尋ねしますけれども、各市町村が実施できるようにということで、県も促しているということですけれども、５歳児健診を今実施している市町村は、何か所ありますか。

○三和秀樹子育て支援課長　お答えいたします。

今年度、５歳児健診を実施予定の市町村は９市町村ございます。具体的には、名護市、東村、伊平屋村、中城村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、久米島町、多良間村、以上でございます。

○西銘純恵委員　全県で９市町村ですか。

○三和秀樹子育て支援課長　令和７年度が４町村、令和８年度が９市町村というふうに、取り組む市町村数というのは拡大してきているところでございますが、まだ現状で９市町村ということで、県としましては、また次年度に向け

て、さらに実施できる市町村が増加できるように、研修会であったりシンポジウムであったり、そういった場で市町村と一緒にですね、どのようにすれば実施をできるのか、具体的に様々検討していきたいと考えているところでございます。

○西銘純恵委員　５歳児健診、とても重要だということを最近言われてきているんですよね。配慮を要する要配慮児童の早期発見とかね、そういうところも含めて、小児保健協会、そこに健診の委託を行っているということで離島のこと書いていますけど、41市町村がやるにしても、小児保健協会を相手にして契約委託ですか。その医師確保というのか、マンパワーというのか、それは十分な小児科医の体制はあるんでしょうか。

○三和秀樹子育て支援課長　お答えいたします。

５歳児健診、今御指摘のとおり、全ての市町村で実施できていないんですけれども、その理由としましては、委員おっしゃるように、医師など関わる専門職について不足しているところがあるということに加えて、健診をするとなるとやはり会場をどこでやるのか、その会場を確保することですとか、あとは健診をして、ちょっと気になる子が出てきたときに、それをどのようにフォローしていくのかとかですね、様々な観点でちょっと課題というものを地域の実情応じて考えていかないといけないというところがございます。そういったところを、まさにどうすれば健診の実施を拡大につなげていけるのかというところを、これまでも市町村と様々検討してまいりましたが、引き続き、小児保健協会とか、小児科に関する医師たち、そういった様々な関係者と取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○西銘純恵委員　健診を受けてもらうというのもまだできていないし、受けてもらって、支援が必要というところのサポートも課題があるというところ、とても県としての課題大きいなと今感じましたので、内科医の先生が小児を見るということも、何かかつてはやっていたけど今はやらないんでしょうか。内科医、お医者さん、小児科医だけじゃなくて内科医も協力してやるということはあったと思うんですけれども、ちょっと医師会とも協力して、これとても重要な小児のうちに、やはり５歳のうちに、子どもたちの発達をしっかり促していくというような健診になるものだと、核になるものだと私思っていますので、そこにぜひ市町村ができるように、県が何らかの形で、県が主導してと言ったらちょっと語弊はありますけれども、進めていただきたいなと思います。

○榊原千夏こども未来部長　５歳児健診は専門職、また会場の確保に加えて支援機関との緊密な連携が求められる健診でございます。

引き続き研修会等を開催しながらですね、５歳児健診の導入に向けて、市町村を支援するなどして取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣新委員長　質疑なしと認めます。

以上で、こども未来部関係の請願等に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。お疲れさまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○新垣新委員長　再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、７月６日月曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　新　垣　　新